# 大阪市社会的養育推進計画（素案）

# （令和 7 年度～令和 11 年度）

大阪市

目　次

第１章　大阪市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
１　計画策定の背景・計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　社会的養育の体制整備と基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
３　計画の位置づけ（大阪市こども計画との関係）（計画体系）・・・・・・・・・・・・・・５
４　計画策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
５　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

第２章　当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
１　前計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
２　資源等に関する地域の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
３　計画期間における整備・取組方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

第３章　こども家庭支援体制の構築等に向けた取組
相談支援体制等の整備に向けた取組
１　前計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
２　資源等に関する地域の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
３　計画期間における整備・取組方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

家庭支援事業等の整備に向けた取組
１　これまでの取組の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
２　資源等に関する地域の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
３　計画期間における整備・取組方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組
１　前計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
２　資源等に関する地域の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
３　計画期間における整備・取組方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

第４章　支援を必要とする妊産婦の支援に向けた取組
１　これまでの取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
２　資源等に関する地域の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
３　計画期間における整備・取組方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

第５章　代替養育を必要とするこども数の見込み
１　代替養育を必要とするこども数の算出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

第６章　一時保護改革に向けた取組
１　前計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
２　資源等に関する地域の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２

３　計画期間における整備・取組方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４

第７章　代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組

児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

１　資源等に関する地域の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
２　計画期間における整備・取組方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６

親子関係再構築に向けた取組

１　資源等に関する地域の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
２　計画期間における整備・取組方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７

特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

１　前計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
２　資源等に関する地域の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
３　計画期間における整備・取組方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１

第８章　里親等への委託の推進に向けた取組

里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

１　前計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
２　資源等に関する地域の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
３　計画期間における整備・取組方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６

里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

１　前計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
２　資源等に関する地域の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
３　計画期間における整備・取組方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０

第９章　施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

施設で養育が必要なこども数の見込み

１　前計画における基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
２　本計画における施設で養育が必要なこども数の見込み・・・・・・・・・・・・・５１
３　施設養育の必要数に関する課題等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

１　前計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
２　資源等に関する地域の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８
３　計画期間における整備・取組方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０

第１０章　社会的養護自立支援の推進に向けた取組

自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

１　基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６３

２　自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・６３
３　自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実情把握についての取組方針・・・・・・６３

社会的養護経験者等の自立に向けた取組
１　前計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６３
２　資源等に関する地域の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５
３　計画期間における整備・取組方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５

第１１章　児童相談所の強化等に向けた取組
児童相談所における人材確保・育成・児童相談所設置等に向けた取組
１　前計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６７
２　資源等に関する地域の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６８
３　計画期間における整備・取組方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６９

第１２章　障がい児入所施設における支援
１　障がい児入所施設における支援に関する国の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・７２
２　資源等に関する地域の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７２
３　計画期間における整備・取組方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７２

# 第１章　大阪市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

## １　計画策定の背景・計画の趣旨

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）（以下「平成28年改正児童福祉法」という。）において、こどもが権利の主体であると位置づけられるとともに、こどもの家庭養育優先原則が明記された。つづいて平成29年8月には、国の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、改正法に基づく社会的養育の全体像が示された。

「新しい社会的養育ビジョン」では「家庭養育優先原則」を実現するために、保護者支援や養子縁組の利用促進を進めたうえで、フォスタリング機関の整備と合わせ、里親等委託率（代替養育を受けている子どものうち、里親・ファミリーホームに委託されているこどもの割合）向上への取組を行うことにより、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前のこどもについては概ね7年以内に里親等委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親等委託率50%以上を実現することが示された。

平成30年7月に国から当該ビジョンを踏まえた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が発出され、本市では、令和２年３月に令和2年～11年度を計画期間とする「大阪市社会的養育推進計画」（以下「前計画」という。）を策定した。令和11年度のあるべき養育形態として、家庭養育優先理念に基づき、施設においても本体施設をすべて家庭的な小規模グループケアとし、里親等委託と合わせてすべてのこどもが家庭的な養育環境で生活できている状態を目指すこととした。里親等委託率については、最終的には国の定める目標をめざすものの、急激な里親委託増は大きなリスクとなることから、令和11年度における里親等委託率の目標を36.5%（３歳未満については41%、就学前のこどもについては42.9%、学童期以降は33.9%）と定め、里親等委託の推進とともに、施設養育においても家庭的な養育環境を整えることをめざし取組をすすめてきたところである。

また、こども相談センター(児童相談所)においては、緊急時の迅速かつ的確な対応やきめ細やかな支援と一時保護所の慢性的な超過状況の解消を目指し、複数設置と一時保護所の定員増をすすめてきた。その結果、前計画策定時2か所であったこども相談センターは、現在3か所となり、100名であった一時保護所の定員は、令和６年度末時点で130名となっている。

こうした中、少子化により児童人口そのものは減少を続けているが、こども相談センターにおける令和５年度の児童虐待相談件数は6,２９３件と６年連続で６千件を超えて高水準で推移している。【図表 1-1】

【図表 1-1】こども相談センターにおける児童虐待相談件数の推移（件）

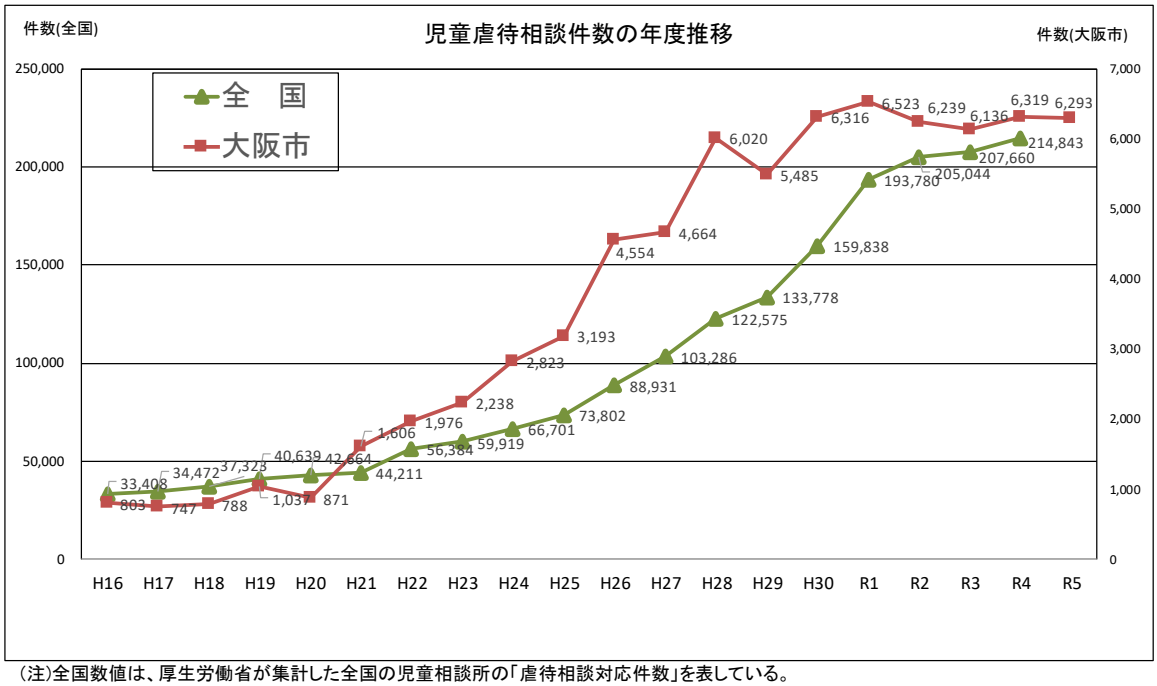


(注)全国数値は、厚生労働省が集計した全国の児童相談所の「虐待相談対応件数」を表している。
※相談対応件数とは、当該年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議等の結果により指導や措置等を行った件数。
※平成22年度の全国件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除く。
※平成29年度の大阪市の相談件数の減少は、厚生労働省に件数計上の基準について改めて確認し、その基準の解釈に合わせたためである。

一方、一時保護所においては、新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響があった令和２年度を除き、毎年 950 人以上のこどもを保護している。【図表 1-2】

【図表 1-2】一時保護件数・延べ一時保護日数の推移(福祉行政報告例 47 表)

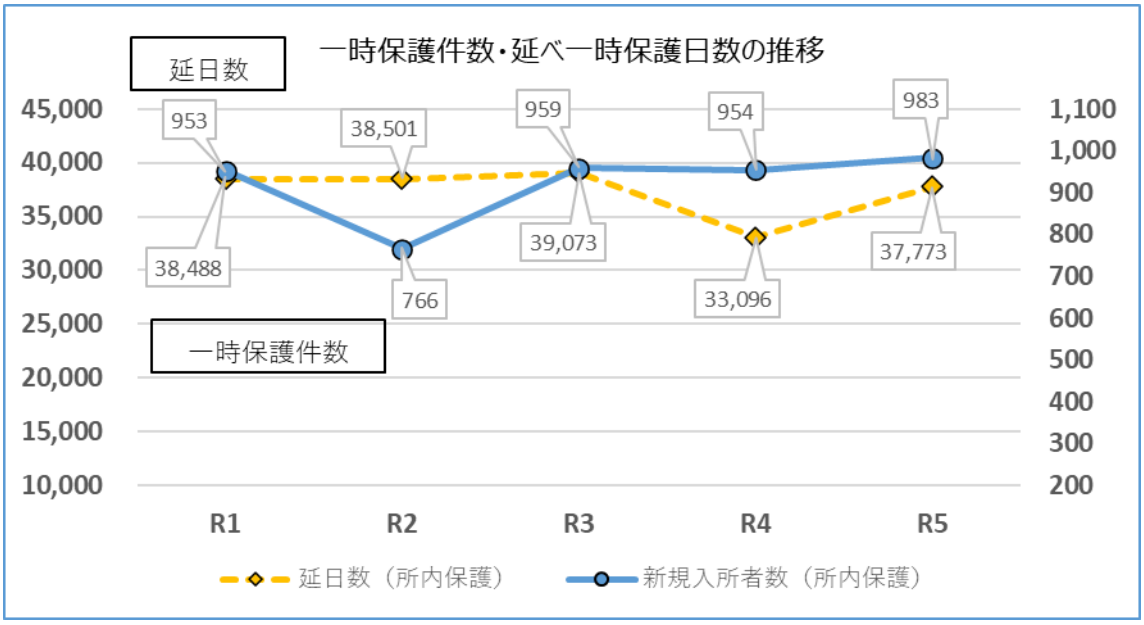

また、措置の方針が決定しているにもかかわらず、マッチングできる里親・ファミリーホーム、施設などの受け入れ先がないことから、長期にわたり一時保護所で生活しているこどもが令和５年度末で２１人となるなど、一時保護所の定員超過が常態化している。

なお、令和 5 年度末現在、里親・ファミリーホームで生活するこどもは 207 人、乳児院 162 人、児童養護施設 669 人、児童心理治療施設 86 人、児童自立支援施設３1 人、自立援助ホーム 14 人となっている。

さらに、令和4年6月に児童福祉法等の一部が改正（以下「令和４年改正児童福祉法」という。）され、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等から、虐待等に至る前の予防的支援、親子関係再構築に向けた支援として、こども家庭センターを中心とした相談支援体制と家庭支援事業（※）の構築や、困難を抱える妊産婦等への支援事業の創設、社会的養護経験者等に対する自立支援の強化、こどもの権利擁護の取組を推進などが盛り込まれた。

※ 家庭支援事業とは…子育て短期支援事業、一時預かり事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の６事業が児童福祉法上の家庭支援事業と位置付けられている。

本市ではこの改正を受け、令和6年4月から各区保健福祉センターにこども家庭センターを位置づけ、母子保健機能を担う地域保健活動担当と児童福祉機能を担う子育て支援室が連携し、一体的な相談支援を行うため、新たな体制強化を行い、合同ケース会議の開催やサポートプランの作成をはじめとして、法改正に伴う事業再構築や新規事業の開始に向け動いているところである。

このたび、令和4年改正児童福祉法の内容を反映し、前計画との継続性を踏まえつつ、適切にPDCAサイクルを運用する観点から、取組の進捗状況を測る統一的な評価のための指標を設定するなどが記された国通知『「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（令和６年３月12日こ支家第１２５号）』（以下「策定要領」という。）がこども家庭庁から発出された。策定要領に示された、計画に記載することとされた項目は、次のとおりである。

（１） 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
（２） 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
（３） こども家庭支援体制の構築等に向けた取組
（４） 支援を必要とする妊産婦の支援に向けた取組
（５） 代替養育を必要とするこども数の見込み

（６）　一時保護改革に向けた取組
（７）　代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組
（８）　里親等への委託の推進に向けた取組
（９）　施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
（１０）社会的養護自立支援の推進に向けた取組
（１１）児童相談所の強化等に向けた取組
（１２）障がい児入所施設における支援

※　下線については今回新たに項目として加わったもの

本計画は、上記の状況を踏まえ、前計画を見直すものであり、本市における社会的養育の推進に関する基本的考え方となるものである。

## ２　社会的養育の体制整備と基本的考え方

令和４年改正児童福祉法では、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底し、こどもの最善の利益を実現することが求められている。

そのために、まずはこどもと家庭に最も身近なこども家庭センター（各区保健福祉センター）において、家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のための最大限の努力を行う。

そのうえで代替養育を必要とするこどもについては、こども相談センター（児童相談所）が家庭養育優先原則に基づき、里親・ファミリーホームの中からこどもの意向や状況等を踏まえて代替養育先を検討する。里親・ファミリーホームが代替養育先として適当でないこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニットへの入所の措置を行うとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを継続する。（図表 1-3）

また、家族との再統合が難しいこどもについては、特別養子縁組を積極的にすすめる。

上記の方向性を踏まえて、令和６年度末時点での目標達成見込と未達成の要因分析を行い、計画期間における資源の必要量と整備すべき見込量、地域の現状を検討し、年度ごとに定量的な整備目標を設定し、計画の見直しを行う。

また、こどもの権利擁護のための取組や自立支援について検討を進めるため、里親・ファミリーホームや施設に在籍するこども(小学５年生以上）及び施設等を退所したこども（令和５年度退所）を対象にアンケートを行い、その内容を計画に反映する。

【図表 1-3】大阪市における社会的養育支援体制の全体像

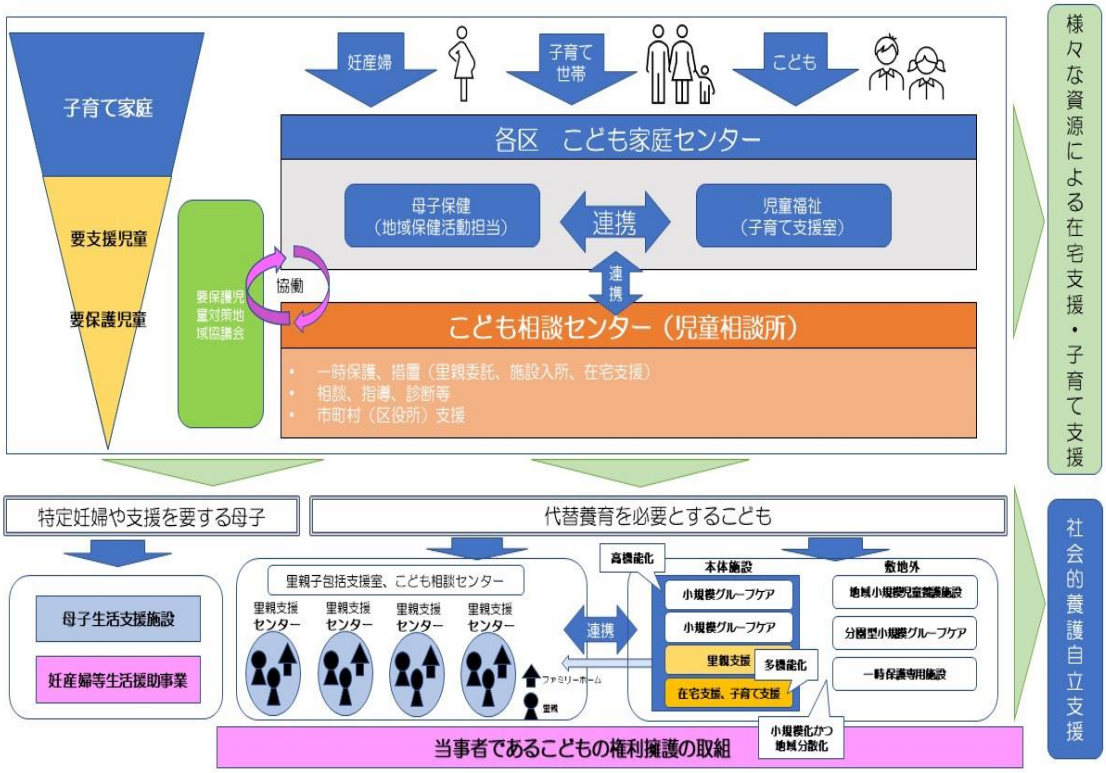


## 3　計画の位置づけ（大阪市こども計画との関係）　（計画体系）

本計画は、大阪市所管の児童養護施設等が策定した「家庭的養護推進計画」を踏まえるとともに、「指定都市や児童相談所設置市が所在する都道府県においては、都道府県と指定都市又は児童相談所設置市が連携・調整して計画を策定する必要があることに留意すること（指定都市や児童相談所設置市区が、単独で計画を策定する場合においても同様とする。）」と策定要領で示されているとおり、大阪府が策定する都道府県社会的養育推進計画との整合性を図りつつ策定している。

また、本市における「大阪市こども計画」とめざすべき方向を共有しながら、社会的養育を推進することとする（図表 1-4）。

## 4　計画策定体制

本計画は、「大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会」（以下、「部会」という。）において、意見聴取等を行い策定する。また、当事者であるこどもの意見を反映するため、策定要領では、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む）を複数名委員に選任することとしていることから、部会の構成メンバーである学識経験者、里親代表、児童福祉施設代表等に、社会的養護経験者２名を加え、意見聴取を行う。

## ５　計画の期間

国の策定要領を踏まえ、令和７年度から 11 年度までを計画期間とする。

計画の進捗について、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施し、その結果を部会に報告する。なお、明らかになった課題等については、速やかに取組の見直しを行う。

また、施設等に在籍するこどもにアンケートを行うなどにより、制度や取組について理解度等を把握するとともに、こどもの意見を反映し改善に取り組む。

## （図表 1-4）　大阪市社会的養育推進計画の位置づけ（イメージ）

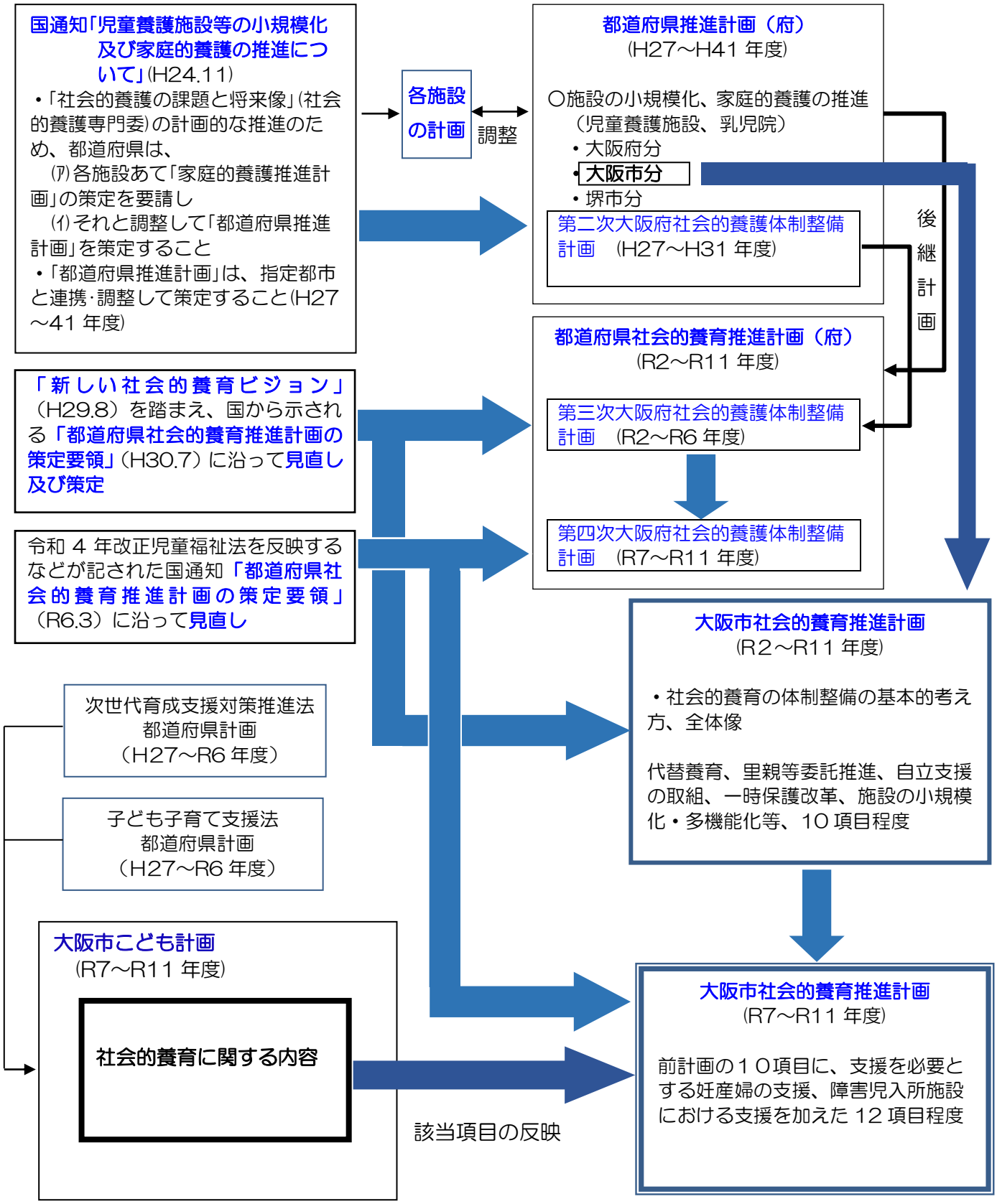

## 第２章　当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

### １　前計画について

#### （１）前計画における目標

措置されたこどもや一時保護されたこどもの権利擁護の観点から、当事者であるこどもからの意見聴取や意見をくみ取る方策、こどもの権利を代弁する方策について、取組を進めることとした。

また、それまでの取組を継続するとともに、国において、こどもの権利擁護に関する仕組みの構築に向けて行っている調査研究の結果を踏まえた取組を行うこととした。

**【目標】**

- 令和６年度までに、児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関におけるこどもや要保護児童対策地域協議会の関係機関などからの申立てによる審議・調査の仕組みを構築する。
- 令和６年度までに、親権者等による体罰の禁止に向け周知等を推進する。

#### （２）直近の取組結果

- 「こどもからの意見聴取や意見をくみ取る方策」として、令和４年改正児童福祉法の内容を踏まえた「こどもの権利ノート」の内容刷新に加え、高年齢児向けリーフレット「おとなになってゆくあなたへ」を新たに作成した。また、施設等への入所措置や里親委託時にこどもへ配付し説明を行う際、こどもの生活状況や発達状況に応じてわかりやすく伝えることができるよう、こども相談センターのケースワーカーとこどもが一緒にワーク形式で書き込みできる部分を設けた。

- 「こどもの権利を代弁する方策」として、令和４年改正児童福祉法を踏まえ、令和６年４月に大阪市児童福祉審議会に「こどもの権利擁護部会」を設置し、児童養護施設等への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の対象となるこどもからの申立てに関して調査審議を行い、必要に応じて関係機関に意見具申を行うこととした。加えて、令和６年７月から「意見表明等支援事業」を開始しており、関係職員への研修を実施するとともに、令和６年度後半から、こどものアドボカシーの専門性を有する意見表明等支援員が、一時保護所や児童養護施設等を定期的に訪問して入所児の意見表明を支援し、必要に応じて関係機関に対して代弁等を行っている。

- 従来からの取組である「自立支援計画の作成」、「こども相談センターによる施設への訪問調査」、「第三者委員の設置による苦情解決の推進」、「施設における意見や苦情を言いやすい環境づくり」については、継続して取組を実施している。

- 「大阪市児童福祉審議会児童虐待事例検証部会への報告・意見聴取」については、令

和５年に国の被措置児童等虐待対応ガイドラインをもとに「被措置児童虐待対応マニュアル」の改訂を行い、被措置児童虐待の通告事案について速やかに対応する必要のある案件に対応するため、平成 28 年度から実働チームとして助言をおこなう役割を担ってきた事案分析アドバイザーによる意見聴取に加え、児童福祉審議会児童虐待事例検証第１部会に全件報告を行うことにより、被措置児童等児童虐待への適切な対応に努めている。

- 「体罰によらない子育ての推進」については、毎年区役所や保育施設等にリーフレット等を送付し、令和２年に国がとりまとめた「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」を踏まえた市民周知を実施している。また、市立の全小・中学生向けに児童虐待防止啓発授業等や区役所子育て支援室等の職員及びこども相談センター職員を対象に体罰によらない子育てを推進するための研修を行っている。

### （３）令和６年度末時点での目標達成見込み

（２）の取組により、目標は達成できる見込みであり、達成の要因としては次のように考えている。

| 目標 | 達成の見込み | 要因分析 |
|---|---|---|
| 令和６年度までに児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関におけるこどもからの申立てによる審議・調査の仕組みを構築 | 達成 | 法改正や国の「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」を踏まえ、こどもの権利擁護推進体制を構築 |
| 令和６年度までに親権者等による体罰の禁止に向け周知等を推進 | 達成 | 従来の取組を継続して実施 |

## ２　資源等に関する地域の現状

### （１）策定要領に示された資源の必要量等

① 社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター）及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発等の実施回数、受講者等数
② 意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合
③ 措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備
④ 措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度の確認体制の整備
⑤ 措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備
⑥ 児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権

利擁護機関の設置及び運営体制の整備

⑦ 社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備

### （3） 現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

| 資源 | 現在の整備・取組状況<br>（令和６年度末見込み） | 整備すべき見込量等<br>（令和 11 年度末時点） |
|---|---|---|
| ① | ・関係職員への研修等実施回数：年１回<br>・上記受講者数：各施設１人<br>・こども本人への啓発等<br>：こどもの権利ノートの説明を毎年１回以上実施 | ・関係職員への研修等実施回数：年１回<br>・上記受講者数：各施設１人<br>・こども本人への啓発等<br>：こどもの権利ノートの説明を毎年１回以上実施 |
| ② | ・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・児童自立生活援助事業Ⅰ型・里親・ファミリーホームに入所中の全児童（100%） | ・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・児童自立生活援助事業Ⅰ型・里親・ファミリーホーム・障がい児入所施設・こども相談センター一時保護所に入所中の全児童（100%） |
| ③ | ・認知度：アンケート等により確認<br>・利用度・満足度：制度利用者に満足度を確認 | ・認知度：アンケート等により確認<br>・利用度・満足度：制度利用者に満足度を確認 |
| ④ | ・意見聴取等措置の際に理解度を確認 | ・意見聴取等措置の際に理解度を確認 |
| ⑤ | ・意見表明ができるこどもの割合：100%<br>（意見表明ができるこども数／全施設等入所児童）<br>・意見表明を行ったこどもに満足度を確認 | ・意見表明ができるこどもの割合：100%<br>（意見表明ができるこども数／全施設等入所児童）<br>・意見表明を行ったこどもに満足度を確認 |
| ⑥ | ・児童福祉審議会に「こどもの権利擁護部会」を設置し、こども家庭課に事務局を設置済 | ・児童福祉審議会に「こどもの権利擁護部会」を設置し、こども家庭課に事務局を設置済 |
| ⑦ | ・「社会的養育専門部会」の委員に社会的養護経験者を２名選任済 | ・「社会的養育専門部会」の委員に社会的養護経験者を２名選任済 |

## ３ 計画期間における整備・取組方針等

### （1） 基本的な考え方

令和４年改正児童福祉法において、こどもの権利擁護に関して、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置の義務化、意見表明等支援事業の創設が行われるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として明記された。

本市においては、国の「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」等を踏まえ、令

和６年度より意見聴取等措置、意見表明等支援事業を実施するとともに、児童福祉審議会に「こどもの権利擁護部会」を設置し、こどもの権利擁護に係る環境を整備している。計画期間においても、これらを適切かつ積極的に推進し、こども自らの意見を表明する機会を保障するとともに、こどもの意見を聴き、意向を十分に尊重した上でフィードバックを行っていく。

なお、障がいのあるこどもや乳幼児については、こどもの生活状況や発達状況に応じて、意見の聴き方を工夫していく。

また、令和６年７月に実施したこどもへのアンケート調査において、悩んでいることや困っていることについて「相談できる人がいない」との回答がどの年齢層にも一定数あり、こどもの権利ノートに「こどもレター」（こどもの権利ノートに編綴されている相談用の手紙）や「困ったときの問い合わせ先一覧」が編綴されていること、権利ノート自体を知らないと答えたこどもも一定数いたことから、こども本人へ自らの権利や権利擁護の仕組みについてわかりやすく周知啓発を実施することに加え、権利ノートの説明を毎年１回以上実施し、「こどもレター」や「困ったときの問い合わせ先一覧」を含め、こどもの権利ノートの認知度向上に取り組む。

### （２） 資源の整備・取組方針

① 社会的養護に関わる関係職員に「こどもの権利」や「権利擁護の仕組み」に関する周知啓発や理解醸成を図ることは非常に重要であるため、関係職員を対象とする研修を毎年実施する。また、こども本人へ自らの権利や権利擁護の仕組みについて丁寧でわかりやすい周知啓発を毎年実施する。

② 社会的養護と一時保護所で生活するこどもが意見を表明しやすくなるよう意見表明等支援事業を実施する。

③ こどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度については、アンケート等を実施し、利用度・満足度については制度利用者に満足度を確認する。

④ 毎年措置児童等を対象に実施する意見聴取等の際にこどもの権利に関する理解度を確認する体制を整備する。

⑤ こどもレターや、こどもでんわの専用メールアドレスを加えた各種相談先一覧を権利ノートに編綴し、措置児童等に権利ノートを配付・説明することにより、日頃から意見表明ができる環境を整備する。また、意見表明を行ったこどもに満足度を確認する。

⑥ 児童福祉審議会に「こどもの権利擁護部会」を設置し、こども青少年局こども家庭課に事務局を置く。

⑦ 児童福祉審議会社会的養育専門部会の委員に社会的養護経験者を２名選任する。

## （3） 年度ごとの整備目標

年度ごとの「定量的な整備目標」を次のとおり設定する。

| 資源 | | 定量的な整備目標 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| ① | 社会的養護に関わる関係職員及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発等の実施回数、受講者等数 | ・関係職員への研修等実施回数：年１回<br>・上記受講者数：各施設１人程度<br>・こども本人への啓発等：こどもの権利ノートの説明を毎年１回以上実施 | | | | |
| ② | 意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合 | 児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・児童自立生活援助事業Ⅰ型・里親・ファミリーホーム・こども相談センター一時保護所に入所中の全児童（100%）<br>※障がい児入所施設の実施時期は今後調整 | | | | |

# 第３章　こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

## 相談支援体制等の整備に向けた取組

### １　前計画について

#### （１） 前計画における目標

妊娠中や出産時期の親の心身の健康状態は、その後に続く子育てにも影響することから、妊娠中からの親自身の健康への意識を高め産後の育児をイメージするとともに、出産後の母体の回復促進やストレス、うつ症状へのケアなど、必要に応じて心身両面から適切に支援していくことが重要である。とりわけ、出産後の支援が必要と懸念される妊産婦については、関係機関が密接に連携しながら、妊娠から出産を通じて継続的に切れ目なく支援していく必要がある。妊娠中から子育てに関する情報提供や妊婦相互の交流機会を充実するなど、子育てへの準備を支援していくことも重要である。

また、子育て家庭の養育者が孤立して、子育てに対する不安感や負担感を抱え込むことのないよう、関係機関が連携し、身近な地域で適切に支援できる体制を充実する必要がある。地域の活動とも連携しながら、身近な地域で気軽に相談できる場や、子育て中の親子が交流し、情報交換できる機会、子育てに関する情報やノウハウを習得する機会などを提供し、養育者の不安感や負担感を軽減していくことが重要である。区役所が「こどもの権利擁護の最前線」として、区役所内の保健や生活支援等の部署との連携を強化し、要保護児童の早期発見と早期対応に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会を活用し、こども相談センターや地域と連携して、ネットワークの中核を担うことも重要である。さらに、養育者の就業の有無にかかわらず、育児疲れや急病などの必要な時にこどもを預けられる仕組みなど、子育て家庭の多様なニーズにきめ細かく対応する支援を充実していく必要がある。

**【目標】**

区保健福祉センターにおける相談の充実や、地域社会におけるこども・子育て支援メニューの充実。

#### （２） 直近の取組結果

- 区保健福祉センターの子育て支援室において、子育ての不安・心身の発達など、こどもに関する相談に応じ、必要な助言や指導を行い、必要に応じて関係機関との連携を図っている。
- 地域保健活動担当において、保健師が妊産婦の方の健康相談やこどもの発育・発達、育児の悩みなど健康に関する相談に応じるほか、必要な助言や保健指導を行っている。
- 大阪市こども・子育て支援計画（第２期）に基づき、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）を実施し、地域のこども・子育て支援メニューの充実に努めている。

・平成 29 年度から令和４年度まで母子生活支援施設退所児童支援ネットワーク事業を市内４母子生活支援施設に委託し、退所した母子や児童を対象に学習支援の場を提供することや、定期的な家庭訪問等によって関係機関と連携しての継続的な支援を行うなどした。あわせて、入所中から退所後の生活を見据えた地域ネットワークの構築をするなど、体系的な退所母子支援を実施した。
・令和５年度に上記委託事業を終了したが、各施設に措置費の加算職員である自立支援担当職員を配置することで現在も引き続き各種支援相談を実施している。

## こども家庭支援体制の構築等に向けた取組にかかる社会的養育推進計画と関わりが深い支援メニューについて

| 年度 | 乳児家庭全戸訪問事業 | | 養育支援訪問事業 | | 地域子育て支援拠点事業 | | | | 利用者支援事業 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 量の見込み | 実績 | 量の見込み | 実績 | 量の見込み | 確保方策 | 実績 | | 量の見込み | 確保方策 | 実績 |
| | （人） | （人） | （人） | （人） | （人日/月） | （か所） | （人） | （か所） | （か所） | （か所） | （か所） |
| ２年度 | 19,854 | 17,817 | 1,095 | 860 | 39,126 | 141 | 44,277 | 119 | 24 | 24 | 24 |
| ３年度 | 19,938 | 17,339 | 1,154 | 919 | 38,642 | 141 | 42,395 | 129 | 24 | 24 | 24 |
| ４年度 | 19,865 | 17,397 | 1,214 | 909 | 37,757 | 141 | 54,996 | 131 | 24 | 24 | 24 |
| ５年度 | 19,939 | 17,940 | 1,284 | 992 | 37,103 | 141 | 53,963 | 137 | 24 | 24 | 24 |
| ６年度 | 20,049 | | 1,362 | | 36,479 | 138 | | | 24 | 24 | |

| 年度 | 子育て短期支援事業（ショートステイ） | | | | | ファミリー・サポート・センター事業（就学前） | | | ファミリー・サポート・センター事業（学童期） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 量の見込み | 確保方策 | 実績 | 乳児院 | 児童養護施設 | 量の見込み | 確保方策 | 実績 | 量の見込み | 確保方策 | 実績 |
| | （人日） | （人日） | （人日） | （人日） | （人日） | （人日） | （人日） | （人日） | （人日） | （人日） | （人日） |
| ２年度 | 1,230 | 1,230 | 352 | 79 | 273 | 17,581 | 17,581 | 15,379 | 3,438 | 3,438 | 1,886 |
| ３年度 | 1,232 | 1,232 | 334 | 62 | 272 | 17,579 | 17,579 | 18,629 | 3,435 | 3,435 | 1,220 |
| ４年度 | 1,218 | 1,218 | 409 | 147 | 262 | 17,515 | 17,515 | 21,339 | 3,438 | 3,438 | 1,118 |
| ５年度 | 1,227 | 1,227 | 429 | 154 | 275 | 17,496 | 17,496 | 22,236 | 3,428 | 3,428 | 1,544 |
| ６年度 | 1,227 | 1,227 | | | | 17,513 | 17,513 | | 3,404 | 3,404 | |

### （3）令和６年度末時点での目標達成見込み

（2）の取組により、目標は達成できる見込みであり、達成の要因としては次のように考えている。

| 目標 | 達成の見込み | 要因分析 |
|---|---|---|
| 区保健福祉センターにおける相談の充実や、地域のこども・子育て支援メニューの充実 | 達成 | 大阪市こども・子育て支援計画に則り、各事業の進捗管理を適切に行ってきたため |

## ２　資源等に関する地域の現状

### （1）策定要領に示された資源の必要量等

①こども家庭センターの設置数

②こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数

③都道府県（政令市）と市区町村との人材交流の実施体制の整備

④こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備

### （3） 現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

| 資源 | 現在の整備・取組状況<br>（令和６年度末見込み） | 整備すべき見込量等<br>（令和 11 年度末時点） |
|---|---|---|
| ① | ・こども家庭センター数：24 か所 | ・こども家庭センター数：24 か所 |
| ② | ・①統括支援員基礎研修　②統括支援員実務研修<br>③児童福祉司任用前講習会<br>④要保護児童対策調整機関の調整担当者研修<br>計４回<br>・①は各区統括支援員 24 名のうち新任職員<br>②は各区統括支援員 24 名<br>③④は各区チームリーダー・虐待担当係長計 48 名のうち新任職員及び未受講職員 | ・①統括支援員基礎研修　②統括支援員実務研修<br>③児童福祉司任用前講習会<br>④要保護児童対策調整機関の調整担当者研修<br>計４回<br>・①は各区統括支援員 24 名のうち新任職員<br>②は各区統括支援員 24 名<br>③④は各区チームリーダー・虐待担当係長計 48 名のうち新任職員及び未受講職員 |
| ③ | ・こども相談センターにおける実地研修体制を整備済<br>・福祉職員については、大阪市「福祉職員」人材育成基本方針に基づき、人材育成の取組の一つとして、ジョブローテーションという仕組みを整備済 | ・こども相談センターにおける実地研修体制を整備済<br>・福祉職員については、大阪市「福祉職員」人材育成基本方針に基づき、人材育成の取組の一つとして、ジョブローテーションという仕組みを整備済 |
| ④ | ・統括支援員：24 人（１人／１か所）<br>・サポートプラン担当者<br>：32 人（１人又は２人／１か所） | ・統括支援員：24 人（１人／１か所）<br>・サポートプラン担当者<br>：32 人（１人又は２人／１か所） |

## ３　計画期間における整備・取組方針等

### （１）基本的な考え方

区保健福祉センターにおいては、日々、市民からの相談対応や支援に取り組み、必要に応じて、様々なツールや会議体を活用し、区役所内の他部署や関係機関等と連携し、要保護児童対策地域協議会を活用しながら、要保護児童等の早期発見・早期対応に努めている。虐待による死亡事例の中には、保健と福祉の連携不足から起きていることも多く、令和４年６月に児童福祉法、母子保健法が改正され、児童福祉分野と母子保健分野のさらなる連携強化のため、双方のこれまで果たしてきた機能・役割を維持しながら、組織を一体化した相談機関として、こども家庭センターの設置が努力義務とされるとともに、サポートプランの作成が義務付けられた。本市においては、令和６年度より区保健福祉センターにおいてこども家庭センター業務の運営を開始している。このことにより、これまで以上に関係機関の連携を図り、一体となった対応を進める。また、より一層、要保護児童対策地域協議会を活用し他部署等との連携を図り児童虐待防止に努めていく。

### （２）資源の整備・取組方針

- 市民からの相談対応や支援に取り組むため、統括支援員及びサポートプラン担当者の配置を行い、サポートプラン策定体制を整備し、引き続き各区にてこども家庭センター業務の運営を行う。
- 子育て支援室に配置されている統括支援員や虐待対応を行う職員に対して知識習得や相談援助技術の向上のための研修を引き続き実施する。

### （３）年度ごとの整備目標

年度ごとの「定量的な整備目標」を次のとおり設定する。

| 資源 | | 定量的な整備目標 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| ① | こども家庭センターの設置数 | 24 か所 | 24 か所 | 24 か所 | 24 か所 | 24 か所 |
| ② | こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数 | ・①統括支援員基礎研修　②統括支援員実務研修　③児童福祉司任用前講習会<br>④要保護児童対策調整機関の調整担当者研修　計４回<br>・①は各区統括支援員 24 名のうち新任職員　②は各区統括支援員 24 名<br>③④は各区チームリーダー・虐待担当係長計 48 名のうち新任職員及び未受講職員 | | | | |

## 家庭支援事業等の整備に向けた取組

### １　これまでの取組の状況

令和４年改正児童福祉法において、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、既存の子育て短期支援事業、一時預かり事業、養育支援訪問事業とともに、家庭支援事業として法律上位置付けられた。

子育て短期支援事業、一時預かり事業、及び養育支援訪問事業については、社会的養育推進計画における目標は設定しておらず、大阪市こども・子育て支援計画（第２期）に基づき取組を進めている。

・家事・育児訪問支援事業（子育て世帯訪問支援事業）

子育てに対して不安や負担を抱え、継続的な見守り支援が必要な家庭やヤングケアラー等のいる家庭の居宅に訪問支援員を派遣し、家事・育児を支援する事業として令和５年 10 月より開始した。支援導入後進捗管理を行い、既存の福祉サービスにつなげることなどにより、虐待リスク等の高まりを未然に防止し、既に発生しているネグレクト等の虐待事案の解消とヤングケアラーの負担の軽減を図ることを目的としている。

本事業を開始するまでは、虐待リスクのある要保護・要支援家庭（生後１年まで）に対して、養育に関する助言や、家事援助を行う「エンゼルサポーター派遣事業」を実施してきたが、利用できるのが１歳までの児童を持つ家庭に限定していた。そこで、令和６年４月の改正児童福祉法の施行を待たずに、「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」として、ヤングケアラーのいる世帯を含め、０歳から 18 歳の児童を持つ要保護家庭等を対象にした事業として家事・育児訪問支援事業を実施することとなった。

・子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）

大阪市こども・子育て支援計画（第２期）において、保護者が病気や出産、仕事の都合などにより、一時的に家庭での養育が困難になったとき、１週間以内を原則とし宿泊を伴って児童養護施設等で就学前のこどもを預かり、安心して子育てができる環境を整備することを目的として子育て短期支援事業を実施している。

令和５年度は乳児院７箇所、児童養護施設８箇所の計 15 箇所で実施し、1,227 人日の利用枠を確保した。

・一時預かり事業

大阪市こども・子育て支援計画（第２期）において、幼稚園在園児を対象に、保護者のニーズに応じて、幼稚園で教育時間終了後や長期休業期間中に預かり保育を実施するとともに、幼稚園在園児以外を対象に、保護者の病気や仕事などにより、断続的又は緊急・一時的に保育を必要とする場合や、育児負担の軽減のために保育を必要とするとき、幼稚園あるいは保育所等で昼間に就学前のこどもを預かり、安心して子育てができる環境を整備するため、一時預かり事業を実施してきた。

幼稚園在園児対象については、令和５年度は 220 箇所で実施し、１号認定による利用は

520,178 人日、２号認定による利用は 346,789 人日の利用枠を確保した

幼稚園在園児以外対象については、令和５年度は 73 箇所で実施し、83,651 人日の利用枠を確保した。

・養育支援訪問事業（専門的家庭訪問支援事業）

大阪市こども・子育て支援計画（第２期）において、妊娠や産後の育児に不安のある妊婦や、産後間もない時期の家庭に対して、保健師や助産師が継続的に訪問し養育支援を実施している。

令和５年度は、新たに 589 人を訪問し、支援を実施した。

## ２　資源等に関する地域の現状

### （１）策定要領に示された資源の必要量等

①市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策

②市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数

### （２）現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

| 資源 | 現在の整備状況等<br>（令和６年度末見込み） | 整備すべき見込量等<br>（令和 11 年度末時点） |
|---|---|---|
| 家事・育児訪問支援事業<br>（子育て世帯訪問支援事業） | 訪問支援件数：5,704 人（延べ人数） | 訪問支援件数：5,422 人（延べ人数） |
| 児童育成支援拠点事業 | － | 700 人 |
| 親子関係形成支援事業 | 156 人 | 163 人 |
| 子どものショートステイ事業<br>（子育て短期支援事業） | 15 か所　1,227 人日 | 1,460 人日 |
| 一時預かり事業<br>（幼稚園在園児対象） | 220 か所<br>１号：608,459 人日<br>２号：443,365 人日 | 246 か所<br>１号：263,332 人日<br>２号：410,856 人日 |
| 一時預かり事業<br>（幼稚園在園児以外対象） | 78 か所　89,898 人日 | 78 か所　87,457 人日 |
| 養育支援訪問事業 | 526 人 | 617 人 |

## ３　計画期間における整備・取組方針等

### （１）基本的な考え方

家庭支援事業は、本市においては、既存の子育て短期支援事業、一時預かり事業、及び養育支援訪問事業に加え、令和６年度より家事・育児訪問支援事業（子育て世帯訪問支援事業）、及び親子関係形成支援事業を、令和７年度より児童育成支援拠点事業を新たに実

施する。また、計画期間において、支援が必要なこどもや家庭が利用できるよう枠の確保に努める。

### （2）資源の整備・取組方針

- 家事・育児訪問支援事業（子育て世帯訪問支援事業）については、区子育て支援室が、訪問支援事業者との協力体制を築き、子育てに対して不安や負担を抱え継続的な見守り支援が必要な家庭やヤングケアラー世帯などの支援対象者を本事業に適切につなぐことで、虐待を未然に防止する。引き続き、各区子育て支援室や訪問支援事業者と事業運営に係る課題や問題点を共有し、業務改善を行いながら円滑な運営をめざす。
- 親子関係形成支援事業については、親子の関係性やこどもの関わりに不安を抱えている家庭を対象に、各区の実情に沿った事業展開を行い、親子間の適切な関係性の構築を目的に、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う。
- 児童育成支援拠点事業については、大阪市こども計画に位置付けて、令和７年度より新たに実施する。
- 子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）、及び一時預かり事業については、引き続き大阪市こども計画に基づき、必要なこどもや家庭が利用できるよう枠の確保に努める。
- 養育支援訪問事業については、引き続き、大阪市こども計画に基づき実施する。

### （3）年度ごとの整備目標

年度ごとの「定量的な整備目標」を次のとおり設定する。

| 資源 | | 定量的な整備目標 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策 | | | | | | |
| | 家事・育児訪問支援事業<br>（子育て世帯訪問支援事業） | 訪問支援件数<br>5,682 人<br>（延べ人数） | 訪問支援件数<br>5,614 人<br>（延べ人数） | 訪問支援件数<br>5,556 人<br>（延べ人数） | 訪問支援件数<br>5,491 人<br>（延べ人数） | 訪問支援件数<br>5,422 人<br>（延べ人数） |
| | 親子関係形成支援事業 | 159 人 | 160 人 | 162 人 | 162 人 | 163 人 |
| | 児童育成支援拠点事業 | 700 人 | 700 人 | 700 人 | 700 人 | 700 人 |
| | 子どものショートステイ事業<br>（子育て短期支援事業） | 1,464 人日 | 1,451 人日 | 1,450 人日 | 1,449 人日 | 1,460 人日 |
| | 一時預かり事業<br>（幼稚園在園児対象） | 246 か所<br>１号：434,217 人日<br>２号：287,218 人日 | 246 か所<br>１号：384,604 人日<br>２号：313,666 人日 | 246 か所<br>１号：344,266 人日<br>２号：340,770 人日 | 246 か所<br>１号：298,010 人日<br>２号：373,365 人日 | 246 か所<br>１号：263,332 人日<br>２号：410,856 人日 |
| | 一時預かり事業<br>（幼稚園在園児以外対象） | 106,138 人日 | 102,270 人日 | 98,246 人日 | 92,835 人日 | 87,457 人日 |
| | 養育支援訪問事業 | 609 人 | 610 人 | 612 人 | 614 人 | 617 人 |

## 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

### 1　前計画について

#### （1）前計画における目標

本市の児童家庭支援センターは、現在のこども相談センターが大阪市南部に位置する平野区において中央児童相談所として業務実施していた当時には、夜間の電話相談受付など、児童相談所の補完的業務を行っていた。

その後、本市で発生した小学生女児死亡事例を受けて、平成 21 年９月に 24 時間虐待通告の受付を行う児童虐待ホットラインの設置したほか、児童虐待相談件数の増加に対応し一時保護所の定員超過を解消するとともに、丁寧なケース検討や迅速な意思決定、効果的な事業運営を行うため、こども相談センターを複数設置する方針となった。

平成28年10月に南部こども相談センター、令和３年４月に北部こども相談センター、令和８年度には４か所目の東部こども相談センターの開設が予定されており、こども相談センターのあり方が児童家庭支援センター開設時とは大きく変わってきた。

一方で、平成 28 年改正児童福祉法により市区町村は子ども家庭総合支援拠点を設置することとされ、「新しい社会的養育ビジョン」では、児童家庭支援センターはその拠点に対する必要な助言・支援を行うことが求められており、その役割を担えるような機能強化を図ることが重要となっている。

**【前計画での目標】**

・児童家庭支援センターについて、令和６年度の計画中間見直しまでに、必要な箇所数の検討を行う。

#### （2）直近の取組結果

児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組として、現事業者と意見交換を行い、区子育て支援室チームリーダー会議や子ども・子育てプラザ統括責任者研修会、こどもサポート推進員研修において事業説明を行い、現事業者から関係機関等へ積極的に働きかけ、支援実績を重ねてきた。その結果、地域における相談実績は上がってきている。

| | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 相談等延べ実績 | 1,713 件 | 2,786 件 | 2,843 件 | 3,678 件 | 3,431 件 |

#### （3）令和６年度末時点での目標達成見込み

令和 6 年度の計画中間見直しまでに、児童家庭支援センターにおいてこども相談センターのどのような補完的役割を担うべきか、また、子ども家庭総合支援拠点（現こども家庭センター）に対する必要な助言・支援について具体的にどのような支援的役割を担うべきかを必要な箇所数とあわせて検討を進めた。

## ２　資源等に関する地域の現状

### （１）策定要領に示された資源の必要量等

①児童家庭支援センターの設置数

②こども相談センターからの在宅指導措置委託件数

③市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数

### （２）現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

| 資源 | 現在の整備・取組状況<br>（令和６年度末見込み） | 整備すべき見込量等<br>（令和 11 年度末時点） |
|---|---|---|
| ① | 児童家庭支援センター：１か所 | 児童家庭支援センター：１か所 |

② ③については、現在のところ実施しておらず、今後についても当面は実施の予定なし。

## ３　計画期間における整備・取組方針等

### （１）基本的な考え方

児童家庭支援センターは、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化された背景から、本市においても児童家庭支援センターは、夜間の電話相談受付など、こども相談センターの補完的業務を行ってきた。しかし、児童虐待相談対応件数の増加により、迅速な組織判断、安全確認の迅速かつ効率的実施、区役所等の関係機関との緊密な連携及び利用者（市民）の利用しやすい環境整備のため、本市においては 24 時間虐待通告の受付を行う児童虐待ホットラインの設置による安全確認体制の整備や、児童相談所の複数設置（市内３か所）が行われ今後４か所体制となることから、市内全域に対してきめ細やかな支援が可能となっている 。

そのような中、児童家庭支援センターの役割として、こども家庭センターに対する専門的な助言・支援を行うことなどにより、地域支援を十分に行えるよう機能強化を図ることが新たな課題となっている。

したがって、本市においてはこども相談センターが４か所あることから、きめ細かく支援を実施できる体制となっており、児童家庭支援センターの役割としては、こども相談センターを補完するのではなく、地域のこども家庭支援を推進していくことが求められている。

### （２）資源の整備・取組方針

・こども相談センターの複数設置や 24 時間虐待通告に対応する安全確認体制の整備により、こども相談センターによる市内全域に対してきめ細やかな支援を行うため、こども相談センターからの在宅指導措置委託は実施せず、こども家庭センターとの連携や地域のこども家庭支援の取組の推進については、今後さらに検討していく

・児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組により、以前よりも多くの事業実績が得られているため、引き続き現在の設置数を維持しながら機能強化に努める

### （3）年度ごとの整備目標

年度ごとの「定量的な整備目標」を次のとおり設定する。

| 資源 | | 定量的な整備目標 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| ① | 児童家庭支援センターの設置数 | １か所 | １か所 | １か所 | １か所 | １か所 |

# 第４章　支援を必要とする妊産婦の支援に向けた取組

## １　これまでの取組について

出産後の養育について、出産前から支援が必要な妊婦（以下「特定妊婦」という。）に対しては、妊娠期から児童福祉担当部署を含めた関係機関で情報共有し、支援を行うことが重要である。そのために、要保護児童対策地域協議会において特定妊婦として位置づけ支援を行う必要がある。

本市では、「妊娠届の受理時」に妊婦へのアンケートや面談をとおして、妊娠、出産、に関わる不安や心配事の把握とともに、特定妊婦をスクリーニングしている。そして、リスクに応じ要保護児童対策地域協議会を活用しながら切れ目のない支援を行ってきた。

日齢０日児問題（予期せぬ妊娠をした妊婦が、周囲に知られたくないとの思いから、医療機関・行政機関等に相談できないまま出産し、出産直後の実子を遺棄すること）に対する取組として、令和２年 10 月より産前・産後母子支援事業を母子生活支援施設や乳児院などを運営している法人（１か所）に委託し実施している。当該事業では、出産後の養育について、特定妊婦や妊婦健診を受診していない妊婦等の相談に応じ、関係機関と連携して必要な支援等を行っている。

また、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由によって、入院助産を受けることができない妊産婦について、助産施設において助産を行っている。

区保健福祉センターの地域保健活動担当においては、保健師が妊産婦の健康相談やこどもの発育・発達、育児の悩みなど健康に関する相談に応じるほか、必要な助言や保健指導等を行ない、相談支援の充実を図っている。特に、様々な原因で養育が困難になっている家庭や、予期せぬ妊娠、若年者の妊娠等で妊娠を継続することに不安が強い妊婦や産後の育児困難が予想される場合は、養育支援訪問事業（専門的家庭訪問支援事業）により、保健師や助産師が養育支援を継続して行なっている。

また、各区が「こども家庭センター」としての機能を有し、妊産婦やこどもとその家庭が安心して子育てできるよう相談支援の充実を図るとともに、職員の専門性の向上のため、個別支援に関する研修も行ないながら、市民に身近な相談機関としての機能強化を図っていく。

## ２　資源等に関する地域の現状

### （１） 策定要領に示された資源の必要量等

① 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数

② 助産施設の設置数

③ 特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数

### （2） 現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

| 資源 | 現在の整備・取組状況<br>（令和６年度末見込み） | 整備すべき見込量等<br>（令和 11 年度末時点） |
|---|---|---|
| ① | 産前・産後母子支援事業を実施（１か所）<br>【令和７年度から妊産婦等生活援助事業】 | 令和７年度から実施する妊産婦等生活援助事業の状況を踏まえて必要数を検討 |
| ② | ９か所 | ９か所 |
| ③ | 母子保健従事者研修<br>（基礎編）前期１回　後期１回<br>（応用編）１回　60 名<br>こども福祉行政従事者研修<br>・実施回数　１回<br>・受講者数　20 名中 14 名 | 母子保健従事者研修<br>・実施回数：２回<br>・受講者：未定<br>こども福祉行政従事者研修<br>・実施回数：１回<br>・受講者：各区チームリーダー・虐待担当係長計 48 名のうち新任職員及び未受講職員 |

## ３　計画期間における整備・取組方針等

### （1） 基本的な考え方

支援を必要とする妊産婦等に対しては、相談支援をはじめ、居住等による食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、個別支援計画の策定、産科・医療機関や行政手続、就労支援機関への同行支援など、支援の入口から、妊産婦等との関係を築きながら、ニーズに応じた支援を包括的に提供する必要がある。本市においても、妊産婦等生活援助事業等により妊産婦等に対して必要な支援を行っていく。

### （2） 資源の整備・取組方針

令和４年改正児童福祉法において、生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業が法律上位置付けられた。妊産婦等生活援助事業については、これまでの産前・産後母子支援事業の取組に心理的ケア及び法律相談支援等を加えて、民間事業者に委託して実施する予定である。また、支援が必要でありながらまだ行政機関等と繋がっていない妊産婦に制度案内が届くよう工夫をしながら相談窓口や事業の周知を強化していく。

助産施設については、特定妊婦等に対し制度が周知されていることが重要であることから、制度の周知に引き続き取り組んでいく。

こども家庭センター（保健福祉センター地域保健活動担当含む）において、引き続き相談支援の充実を図るとともに、合同ケース会議による支援方針の検討など、養育支援訪問対象についても、児童福祉担当との連携による支援を実施する。また、職員の専門性向上の研修は、基礎編を毎年２回、経験年数に応じた応用編を２年に１回実施する。

## （3） 年度ごとの整備目標

年度ごとの「定量的な整備目標」を次のとおり設定する。

| 資源 | | 定量的な整備目標 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| ① | 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数 | 令和７年度から実施する妊産婦等生活援助事業の状況を踏まえて必要数を検討 | | | | |
| ② | 助産施設の設置数 | ９か所 | ９か所 | ９か所 | ９か所 | ９か所 |
| ③ | 特定妊婦等への支援に関係する職員等への研修の実施回数、受講者数 | 母子保健従事者研修<br>２回　60 名<br>こども福祉行政従事者研修<br>１回　各区チームリーダー・虐待担当係長計 48 名のうち新任職員及び未受講職員 | 母子保健従事者研修<br>３回 130 名<br>こども福祉行政従事者研修<br>１回　各区チームリーダー・虐待担当係長計 48 名のうち新任職員及び未受講職員 | 母子保健従事者研修<br>２回　60 名<br>こども福祉行政従事者研修<br>１回　各区チームリーダー・虐待担当係長計 48 名のうち新任職員及び未受講職員 | 母子保健従事者研修<br>３回 120 名<br>こども福祉行政従事者研修<br>１回　各区チームリーダー・虐待担当係長計 48 名のうち新任職員及び未受講職員 | 母子保健従事者研修<br>２回 60 名<br>こども福祉行政従事者研修<br>１回　各区チームリーダー・虐待担当係長計 48 名のうち新任職員及び未受講職員 |

# 第５章　代替養育を必要とするこども数の見込み

## １　代替養育を必要とするこども数の算出

里親等委託の推進や、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を検討するため、こどもを保護者と分離し、児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームで養育する代替養育を必要とするこども数の見込みについて、近年のこどもを取り巻く状況を踏まえて算出する。

＜策定要領により国から示された手順＞
① こどもの人口（各歳ごと）の推計
② 代替養育が必要となる子ども数の見込みを、現に入所措置又は里親等委託されているこども数のこどもの人口に占める割合から推計（潜在的需要を含む）
③ 策定要領に示された算式１及び算式２により、里親等委託が必要なこども数を年齢区分別に算出
④ ②から③を減じて算出した数値を施設で養育が必要なこども数の推計とする

### ① こどもの人口（各歳ごと）の推計

大阪市こども計画で用いる、大阪市人口の推計を算出した係数（図表 5-1）をもとに、本市の児童人口の将来推計を年齢区分別（３歳未満、３歳以上の就学前、学童期以降）に整理した（図表 5-2）。

【図表 5-1】大阪市こども計画で用いる、大阪市人口の推計を算出した係数

| 大阪市 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 男女合計 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 推計 | 推計 | 推計 | 推計 | 推計 | 推計 |
| 年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 | 2025年 | 2026年 | 2027年 | 2028年 | 2029年 |
| 0歳 | 20,324 | 19,477 | 19,105 | 18,239 | 17,624 | 19,039 | 19,064 | 19,139 | 19,193 | 19,281 |
| 1歳 | 20,268 | 19,830 | 18,889 | 18,645 | 17,817 | 17,306 | 18,652 | 18,666 | 18,702 | 18,742 |
| 2歳 | 20,294 | 19,625 | 19,161 | 18,361 | 18,163 | 17,350 | 16,842 | 18,129 | 18,112 | 18,141 |
| 3歳 | 20,283 | 19,709 | 19,054 | 18,743 | 17,891 | 17,767 | 16,947 | 16,455 | 17,673 | 17,651 |
| 4歳 | 20,232 | 19,994 | 19,403 | 18,823 | 18,568 | 17,727 | 17,585 | 16,765 | 16,257 | 17,450 |
| 5歳 | 20,115 | 20,022 | 19,739 | 19,274 | 18,700 | 18,471 | 17,618 | 17,474 | 16,628 | 16,125 |
| 6歳 | 19,999 | 19,891 | 19,668 | 19,516 | 19,090 | 18,552 | 18,295 | 17,459 | 17,289 | 16,443 |
| 7歳 | 19,989 | 19,944 | 19,768 | 19,682 | 19,539 | 19,115 | 18,554 | 18,297 | 17,433 | 17,260 |
| 8歳 | 20,118 | 19,951 | 19,852 | 19,749 | 19,696 | 19,575 | 19,126 | 18,559 | 18,277 | 17,415 |
| 9歳 | 20,086 | 20,078 | 19,874 | 19,888 | 19,812 | 19,766 | 19,622 | 19,170 | 18,570 | 18,280 |
| 10歳 | 19,936 | 20,076 | 20,029 | 19,961 | 19,995 | 19,917 | 19,851 | 19,707 | 19,216 | 18,614 |
| 11歳 | 20,142 | 19,907 | 20,033 | 20,074 | 20,113 | 20,094 | 19,996 | 19,925 | 19,749 | 19,249 |
| 12歳 | 20,224 | 20,162 | 19,887 | 20,102 | 20,219 | 20,239 | 20,197 | 20,100 | 19,999 | 19,817 |
| 13歳 | 19,931 | 20,237 | 20,108 | 19,937 | 20,236 | 20,320 | 20,323 | 20,280 | 20,155 | 20,049 |
| 14歳 | 19,090 | 19,913 | 20,255 | 20,171 | 20,042 | 20,350 | 20,411 | 20,415 | 20,342 | 20,210 |
| 15歳 | 19,705 | 19,184 | 19,982 | 20,388 | 20,339 | 20,223 | 20,514 | 20,578 | 20,549 | 20,475 |
| 16歳 | 20,354 | 19,709 | 19,164 | 20,053 | 20,446 | 20,432 | 20,298 | 20,595 | 20,621 | 20,594 |
| 17歳 | 20,892 | 20,397 | 19,731 | 19,238 | 20,173 | 20,583 | 20,550 | 20,416 | 20,682 | 20,707 |
| 18歳 | 22,503 | 21,721 | 20,887 | 20,804 | 20,406 | 21,162 | 21,574 | 21,560 | 21,386 | 21,695 |
| 19歳 | 25,251 | 24,427 | 22,491 | 23,105 | 23,120 | 22,361 | 23,176 | 23,644 | 23,624 | 23,440 |
| 20歳 | 27,486 | 26,936 | 25,505 | 25,877 | 25,787 | 25,502 | 24,618 | 25,533 | 26,020 | 26,034 |
| 21歳 | 29,275 | 29,144 | 28,086 | 28,817 | 28,581 | 28,070 | 27,783 | 26,807 | 27,785 | 28,314 |

【図表 5-2】大阪市の児童人口の将来推計（年齢区分別）

| | 全国児童人口(推計:千人) | | | | 大阪市児童人口(推計:人) | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 0～2歳 | 3～5歳 | 6～17歳 | 合計（0～17歳） | 0～2歳 | 3～5歳 | 6～17歳 | 合計（0～17歳） |
| R6 | 2,616 | 2,619 | 12,282 | 17,517 | 53,604 | 55,159 | 239,700 | 348,463 |
| R7 | 2,602 | 2,637 | 12,078 | 17,317 | 53,695 | 53,965 | 239,166 | 346,826 |
| R8 | 2,620 | 2,658 | 11,834 | 17,112 | 54,558 | 52,150 | 237,737 | 344,445 |
| R9 | 2,631 | 2,619 | 11,681 | 16,931 | 55,934 | 50,694 | 235,501 | 342,129 |
| R10 | 2,643 | 2,605 | 11,512 | 16,760 | 56,007 | 50,558 | 232,882 | 339,447 |
| R11 | 2,661 | 2,623 | 11,320 | 16,604 | 56,164 | 51,226 | 229,113 | 336,503 |

全国児童人口の推計は、国立社会保障・人口問題研究所の全国の児童人口の将来推計（高位推計）による

## ② 代替養育が必要となるこども数の見込みの推計

代替養育を必要とするこども数（児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、里親、ファミリーホームで養育されているこども数）の見込みについて、大阪市児童人口の将来推計（図表 5-2）に、「現に入所措置又は里親委託等されているこども数のこどもの人口に占める割合」（図表 5-3）を掛け合わせて算出した（図表 5-4）。

【図表 5-3】現に入所措置又は里親委託等されているこども数のこどもの人口に占める割合

（単位:人）

| | 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | 平均 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 0～2歳 | 児童人口 | 61,334 | 60,886 | 58,932 | 57,155 | 55,245 | |
| | 入所措置等こども数 | 168 | 152 | 132 | 140 | 142 | |
| | 割合 | 0.274% | 0.250% | 0.224% | 0.245% | 0.257% | 0.250% |
| 3～5歳 | 児童人口 | 58,649 | 60,630 | 59,725 | 58,196 | 56,840 | |
| | 入所措置等こども数 | 154 | 154 | 157 | 128 | 147 | |
| | 割合 | 0.263% | 0.254% | 0.263% | 0.220% | 0.259% | 0.252% |
| 6～17歳 | 児童人口 | 233,551 | 240,466 | 239,449 | 238,351 | 238,759 | |
| | 入所措置等こども数 | 940 | 940 | 906 | 879 | 848 | |
| | 割合 | 0.402% | 0.391% | 0.378% | 0.369% | 0.355% | 0.379% |

| 措置延長となるこども数の R1～R5年の5年間平均割合 | |
|---|---|
| 17歳⇒18歳 | 18歳⇒19歳 |
| 82.3% | 25.9% |

児童人口は図表 5-1 から算出　入所措置等こども数は「措置状況一覧」各年度３月１日時点より

【図表 5-4】大阪市の代替養育を必要とするこども数の見込み

（児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、里親、ファミリーホームで養育を必要とするこども数見込み）

| | 大阪市児童人口(推計:人) | | | | 大阪市の代替養育を必要とするこども数 | | | | | 措置延長となるこども数 | | 代替養育必要数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 0~2歳 | 3~5歳 | 6~17歳 | 合計（0~17歳） | 0~2歳 | 3~5歳 | 6~17歳 | (うち17歳) | 合計（0~17歳） | 18歳 | 19歳 | |
| R6 | 53,604 | 55,159 | 239,700 | 348,463 | 134 | 139 | 909 | (71) | 1,182 | 48 | 17 | 1,247 |
| R7 | 53,695 | 53,965 | 239,166 | 346,826 | 134 | 136 | 907 | (71) | 1,177 | 58 | 12 | 1,247 |
| R8 | 54,558 | 52,150 | 237,737 | 344,445 | 136 | 131 | 901 | (70) | 1,168 | 58 | 15 | 1,241 |
| R9 | 55,934 | 50,694 | 235,501 | 342,129 | 140 | 128 | 893 | (70) | 1,161 | 58 | 15 | 1,234 |
| R10 | 56,007 | 50,558 | 232,882 | 339,447 | 140 | 127 | 883 | (69) | 1,150 | 58 | 15 | 1,223 |
| R11 | 56,164 | 51,226 | 229,113 | 336,503 | 140 | 129 | 869 | (68) | 1,138 | 57 | 15 | 1,210 |

次に、「里親等委託が必要なこども数」と「児童養護施設・乳児院で養育が必要なこども数」を算出するため、「令和元年度から令和５年度の児童自立支援施設及び児童心理治療施設への入所割合の平均」（図表 5-5）を、「大阪市の代替養育を必要とするこども数の見込み」（図表 5-4）に掛け合わせて算出した、「児童自立支援施設と児童心理治療施設への代替養育こども数見込み」（図表 5-6）を除いたものを、児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームでの代替養育を必要とするこども数見込みとした（図表 5-7）。

【図表 5-5】令和元年度から令和５年度の入所割合の平均（児童自立支援施設、児童心理治療施設とそれ以外）

| 0歳～17歳 | 児童自立支援施設、児童心理治療施設で代替養育中 | | 児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームで代替養育中 | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | こども数 | 割合 | こども数 | 割合 | こども数 | 割合 |
| H31(R1) | 146 | 11.57% | 1,116 | 88.43% | 1,262 | 100.00% |
| R2 | 137 | 10.54% | 1,163 | 89.46% | 1,300 | 100.00% |
| R3 | 142 | 11.88% | 1,053 | 88.12% | 1,195 | 100.00% |
| R4 | 147 | 12.82% | 1,000 | 87.18% | 1,147 | 100.00% |
| R5 | 140 | 12.54% | 976 | 87.46% | 1,116 | 100.00% |
| 平均 | 142 | 11.83% | 1,062 | 88.17% | 1,204 | 100.00% |

| うち18歳19歳のみ | 児童自立支援施設、児童心理治療施設で代替養育中 | | | | 児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームで代替養育中 | | | | 合計 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | こども数 | | 割合 | | こども数 | | 割合 | | こども数 | | 割合 | |
| | 18歳 | 19歳 | 18歳 | 19歳 | 18歳 | 19歳 | 18歳 | 19歳 | 18歳 | 19歳 | 18歳 | 19歳 |
| H31(R1) | 5 | 0 | 9.62% | 0.00% | 47 | 16 | 90.38% | 100.00% | 52 | 16 | 100.00% | 100.00% |
| R2 | 1 | 1 | 1.82% | 7.69% | 54 | 12 | 98.18% | 92.31% | 55 | 13 | 100.00% | 100.00% |
| R3 | 4 | 0 | 5.97% | 0.00% | 63 | 16 | 94.03% | 100.00% | 67 | 16 | 100.00% | 100.00% |
| R4 | 3 | 1 | 4.76% | 5.88% | 60 | 16 | 95.24% | 94.12% | 63 | 17 | 100.00% | 100.00% |
| R5 | 4 | 1 | 6.15% | 6.67% | 61 | 14 | 93.85% | 93.33% | 65 | 15 | 100.00% | 100.00% |
| 平均 | 3.4 | 1 | 5.63% | 3.90% | 57 | 15 | 94.37% | 96.10% | 60 | 15 | 100.00% | 100.00% |

【図表 5-6】児童自立支援施設と児童心理治療施設への代替養育こども数見込み

| | 児童自立支援施設・児童心理治療施設 | | |
|---|---|---|---|
| | 6～17歳 | 措置延長 18歳・19歳 | |
| R6 | 140 | 3 | 1 |
| R7 | 139 | 3 | 0 |
| R8 | 138 | 3 | 1 |
| R9 | 137 | 3 | 1 |
| R10 | 136 | 3 | 1 |
| R11 | 135 | 3 | 1 |

【図表 5-7】図表 5-4 から図表 5-6 を除いた代替養育を必要とするこども数見込み

| | 大阪市の代替養育を必要とするこども数（児童自立支援施設・児童心理治療施設を除く） | | | | 措置延長となるこども数 | | 代替養育必要数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 0～2歳 | 3～5歳 | 6～17歳 | 合計（0～17歳） | 18歳 | 19歳 | |
| R6 | 134 | 139 | 769 | 1,042 | 45 | 16 | 1,103 |
| R7 | 134 | 136 | 768 | 1,038 | 55 | 12 | 1,105 |
| R8 | 136 | 131 | 763 | 1,030 | 55 | 14 | 1,099 |
| R9 | 140 | 128 | 756 | 1,024 | 55 | 14 | 1,093 |
| R10 | 140 | 127 | 747 | 1,014 | 55 | 14 | 1,083 |
| R11 | 140 | 129 | 734 | 1,003 | 54 | 14 | 1,071 |

### ③ 策定要領に示された算式１及び算式２により、里親等委託が必要なこども数を年齢区分別に算出

前計画策定の際（令和２年３月）に算式１、２により算出した結果から、里親等委託率について目指す方向性は国とほぼ同じであるため、国目標値（就学前 75%、学童期以降 50%）を最終的な大阪市の目標値として定めており、本計画においても、引き続き国目標値（就学前 75%、学童期以降 50%）を最終的な大阪市の目標値とする。

＜前計画策定時に算出した結果＞

（算式１）

乳幼児：約83.7%

学童期以降：約74.3%

（算式２）

乳幼児（3歳未満）：約76.7

乳幼児（3歳から就学前）：約71.4%

学童期以降：約56.8%

### ④ ②から③を減じて施設で養育が必要なこども数の推計を算出

里親等委託が必要なこども数について、里親等委託率の最終的な目標値（3 歳未満 75%、3 歳から就学前 75%、学童期以降 50%）を図表 5-7 に掛け合わせ算出し（図表 5-8）、代替養育を必要とするこどもの全体数（図表 5-7）から減じたこども数を施設で養育が必要なこども数として算出した（図表 5-9）。

【図表 5-8】里親等委託が必要なこども数推移

| | 里親等（里親・FH）委託が必要なこども数 | | | | 措置延長となるこども数50.0% | | 総合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 0～2歳 75.0% | 3～5歳 75.0% | 6～17歳 50.0% | 合計（0～17歳） | 18歳 | 19歳 | |
| R6 | 101 | 104 | 385 | 590 | 22 | 8 | 620 |
| R7 | 101 | 102 | 384 | 587 | 27 | 6 | 620 |
| R8 | 102 | 98 | 382 | 582 | 27 | 7 | 616 |
| R9 | 105 | 96 | 378 | 579 | 27 | 7 | 613 |
| R10 | 105 | 95 | 374 | 574 | 27 | 7 | 608 |
| R11 | 105 | 97 | 367 | 569 | 27 | 7 | 603 |

【図表 5-9】施設で養育が必要なこども数推移

| | 施設で養育が必要なこども数 | | | | 措置延長となるこども数 | | 総合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 0～2歳 | 3～5歳 | 6～17歳 | 合計（0～17歳） | 18歳 | 19歳 | |
| R6 | 33 | 35 | 384 | 452 | 23 | 8 | 483 |
| R7 | 33 | 34 | 384 | 451 | 28 | 6 | 485 |
| R8 | 34 | 33 | 381 | 448 | 28 | 7 | 483 |
| R9 | 35 | 32 | 378 | 445 | 28 | 7 | 480 |
| R10 | 35 | 32 | 373 | 440 | 28 | 7 | 475 |
| R11 | 35 | 32 | 367 | 434 | 27 | 7 | 468 |

里親等委託率について、国の目標値を当てはめた場合、上記図表 5-8 のとおりとなるが、里親等が急激に増加することによる次のリスクが危惧される。

ⅰ　不適切養育による里親から里子への虐待のリスク

ⅱ　十分な里親支援体制が取られていない場合に、里親と里子の関係性が悪化した結果、里親宅を転々とすることで里子の心の傷つきが深まるリスク

また、国も策定要領において、「個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における『家庭養育優先の原則』を十分踏まえたアセスメントの結果によって、こどもの最善の利益の観点から行われるべきであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない」と明記している。

こうした状況を踏まえ、前計画と同様、里親等委託率の数値目標については、国の目標を最終的に目指しつつ、令和 11 年度末の里親等委託率の目標値を設定する。（第 8 章）

また、家庭養育優先理念に基づき、施設養育においても、すべてのこどもに家庭的な養育環境を整えることが必要であることから、令和 11 年度末に児童養護施設、乳児院の本体施設をすべて家庭的な小規模グループケアとし、里親等委託を合わせてすべてのこどもが家庭的な養育環境で生活できている状態を実現する。（第 9 章）

## 第６章　一時保護改革に向けた取組

### １　前計画について

#### （１）前計画における目標

（ア）量の確保

一時保護が必要なこどもは増加しており、一時保護所はほぼ常時定員超過状態が続いているため、定員総数のさらなる増加が必要である。

北部こども相談センターの新規開設（令和３年度）、中央こども相談センターの建替移転（令和６年度末）、東部こども相談センターの新規開設（令和８年度中）、南部こども相談センターの再整備（令和8年度中）により、今後計 4 か所の一時保護所を設置することで、合計１８０人まで一時保護所の定員を確保する。

また、乳児院及び児童養護施設の多機能化、機能転換の一環として、その一部を一時保護専用施設（ユニット）として運用することにより、委託一時保護児童の増加・充実が見込まれる。

（イ）質の向上

一時保護はこどもの安全を迅速に確保し、適切な保護を行ったうえで、こどもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、こどもの最善の利益を守るために行われるものである。入所児童の権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアを提供するため、入所児童へのアンケートや日記等によりニーズの把握に努め、生活しやすい環境づくりについて検討を行う。

また、一時保護は生活上の制限がかかることで精神的なストレスが生じる場合もあり、長期化すると不適応行動や心身の不調を来すなどのリスクが高くなることから、一時保護期間（とりわけ一時保護所入所期間）を必要最小限とするよう、一時保護児童に対する支援の進行管理の徹底を図る。

第三者評価の受審については、各一時保護所が年度ごとに順番で受審し、その結果を共有し全体的な質の向上を図る。

**【目標】**

（令和２年度時点）

| | こども相談センター<br>一時保護所 | 南部こども相談センター<br>一時保護所 | 合　　計 |
|---|---|---|---|
| 定員（人） | ７０ | ３０ | １００ |

将来像

| | 中央こども相談センター<br>一時保護所 | 北部こども相談センター<br>一時保護所 | 南部こども相談センター<br>一時保護所 | 東部こども相談センター<br>一時保護所 | 合　　計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 定員（人） | ６０ | 40 | ４０ | ４０ | 180 |

※計画策定当初、南部こども相談センター一時保護所の定員は３０としていたが、建物の

再整備が決定したため、定員を４０に設定し直した。

※令和７年度…新中央こども相談センター一時保護所にて、開放型一時保護所において自力通学が可能な高校生等を受け入れ支援する。

### （２） 直近の取組結果

（ア）量の確保

一時保護所の定員拡充のため、一時保護所の職員体制を整えながら、計画的に各こども相談センターの移転及び新規開設を進めている。

あわせて、乳児院及び児童養護施設の一部を一時保護専用施設（ユニット）として運用する方向性であるものの、本体施設の整備途上であり、措置児童の受け入れ態勢の確保が厳しい現状にあり、一時保護専用施設の整備に至っていない。

（イ）質の向上

一時保護所入所児童の権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアを提供するため、入所児童へのアンケートを毎月実施しているほか、入所児童が毎日つける日記を通して、こども一人一人のニーズの把握に努め、生活しやすい環境づくりについて検討している。

また、一時保護委託が可能なこどもについて里親・ファミリーホームまたは児童養護施設等への一時保護委託の可否について随時検討を行い、可能な限り家庭生活に近い環境での一時保護に努めるとともに、一時保護期間を最小限とするよう支援の進捗管理の徹底に努めている。

第三者評価の受審については、一時保護所が整備途上であり中央と北部については通常と異なる運営形態となっているため、令和３年度に南部こども相談センターで実施後は受審が止まっている。

### （３）令和６年度末時点での目標達成見込み

一時保護所の施設整備を計画通りに進めており、目標達成の見込み。

| 目標 | 達成の見込み | 要因分析 |
|---|---|---|
| 中央こども相談センター一時保護所　定員 60 人<br>北部こども相談センター一時保護所　定員 40 人<br>南部こども相談センター　定員 30 人 | 達成見込み | 整備計画通りに進んでいる |

## ２　資源等に関する地域の現状

### （１） 策定要領に示された資源の必要量等

①一時保護施設の定員数

②一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数

③一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数
④こどもの最善の利益を守る、意見表明機会の確保
⑤第三者評価を実施している一時保護施設数

## （2） 現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

| 資源 | 現在の整備・取組状況<br>（令和６年度末見込み） | 整備すべき見込量等<br>（令和 11 年度末時点） |
|---|---|---|
| ① | 一時保護所定員<br>・中央こども相談センター：60 人<br>・北部こども相談センター：40 人<br>・南部こども相談センター：30 人 | 一時保護所定員<br>・中央こども相談センター：60 人<br>・北部こども相談センター：40 人<br>・南部こども相談センター：40 人<br>・東部こども相談センター：40 人 |
| ② | 一時保護専用施設：１か所<br>委託一時保護が可能な里親数：263 組<br>委託一時保護が可能なファミリーホーム数：24 か所 | 一時保護専用施設：９か所<br>委託一時保護が可能な里親数：372 組<br>委託一時保護が可能なファミリーホーム数：28 か所 |
| ③ | 1. 外部研修<br>⑴ SV（指導者）研修…各センター4 名ずつ×３ヵ所<br>⑵ 実務者研修…各センター２名ずつ×３ヵ所<br>⑶ CVPPP トレーナー研修…各センター８名ずつ×３ヵ所<br>2. センター全体研修<br>⑴ 新転任者研修…新転任者全員<br>3. 一時保護所全体研修<br>⑴ トラウマインフォームドケア研修/対面・オンライン・録画視聴併用…全職員<br>⑵ 内容調整中…全職員<br>4. 各一時保護所所内研修<br>⑴ 新転任者研修…新転任者全員<br>⑵ 各センターで定期的に実施…全職員 | 1. 外部研修<br>⑴ SV（指導者）研修…各センター4 名ずつ×４ヵ所<br>⑵ 実務者研修…各センター２名ずつ×４ヵ所<br>⑶ CVPPP トレーナー研修…各センター８名ずつ×４ヵ所<br>⑷ 一時保護施設管理者研修…各センター１名ずつ×４ヵ所<br>2. センター全体研修<br>⑴ 新転任者研修…新転任者全員<br>3. 一時保護所全体研修<br>⑴ 対面・オンライン・録画視聴併用①…全職員<br>⑵ 対面・オンライン・録画視聴併用②…全職員<br>4. 各一時保護所所内研修<br>⑴ 新転任者研修…新転任者全員<br>⑵ 各センターで定期的に実施…全職員 |

| | | |
|---|---|---|
| ④ | 1.日記・生活アンケートの実施<br>⑴日記…毎日実施。<br>⑵生活アンケート…毎週実施。<br>2.意見聴取等措置の実施<br>一時保護開始時・解除時などに担当 CW が実施。<br>3.意見表明等支援事業の実施<br>南部こども相談センターにて意見表明等支援事業を実施。 | 1.日記・生活アンケートの実施<br>⑴日記…毎日実施。<br>⑵生活アンケート・自由アンケート…毎週実施。<br>2.意見聴取等措置の実施<br>一時保護開始時・解除時などに担当 CW が実施。<br>3.意見表明等支援事業の実施<br>全センターにて意見表明等支援事業を実施。 |
| ⑤ | 第三者評価を実施している一時保護所：0 か所（R5 実績）<br>中央こども相談センター一時保護所・・・R1 年度実施<br>北部こども相談センター一時保護所・・・R7 年度実施予定<br>南部こども相談センター一時保護所・・・R3 年度実施 | 第三者評価を実施している一時保護所<br>：毎年度１か所 |

※新中央こども相談センターを建設し、令和７年３月に移転（予定）。東部こども相談センター・南部こども相談センターについても、着工予定。

## ３　計画期間における整備・取組方針等

### （１） 基本的な考え方

- 令和６年３月に示された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」をふまえ、４センター体制を確立するため、人材の確保・育成を行う。
- 一時保護においてこどもの権利が守られるよう、すべての職員がこどもの意見に耳を傾ける姿勢を持つとともに、こどもが意見を表明しやすい環境整備に努める。
- 第三者評価の受審などにより、一時保護所における児童支援の質を向上していく。

### （２） 資源の整備・取組方針

- 東部こども相談センター（一時保護所を付設）の令和 8 年度中の開設を目指して整備を進めるとともに、南部こども相談センターの再整備（令和 8 年度中に完了予定）を行うことで、市内４か所で合計 180 人の一時保護所の定員を確保する。
- 令和７年３月末の中央こども相談センター移転後、ユニット制の導入など新しい設備・体制下でこどもを支援し、以降の東部こども相談センター設置・南部こども相談センター再整備に向けて支援のノウハウの蓄積をはかる。
- 移転後の中央こども相談センター一時保護所においては、全市を対象とする開放型一時保護所を運用するとともに、個別的配慮を要する児童の支援・対応を行うための個別支援エリアを設置し、児童のニーズに合わせた支援が実施できる体制を整備する。
- ユニット制の本格導入などをふまえて、トラウマインフォームドケア・児童の権利擁護に関する職員の共通理解を深め実践できるよう、研修計画を充実させるとともに、丁寧な OJT の実施により着実な人材育成を実施する。
- 児童支援の質の向上をはかるため、定期的に第三者評価を受審する。

・令和６年 10 月より北部こども相談センターで私物持ち込みの範囲を拡大。今後の施設整備にあわせて、他センターでも私物持ち込みの範囲を広げていく。

## （3） 年度ごとの整備目標

年度ごとの「定量的な整備目標」を次のとおり設定する。

| 資源 | | | 定量的な整備目標 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| ① | 一時保護施設の定員数 | | 130 | 130 | 180 | 180 | 180 |
| ② | 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数 | | 一時保護専用施設：１か所<br>里親：284 組<br>FH：24 か所 | 一時保護専用施設：３か所<br>里親：305 組<br>FH：25 か所 | 一時保護専用施設：４か所<br>里親：327 組<br>FH：26 か所 | 一時保護専用施設：５か所<br>里親：350 組<br>FH：27 か所 | 一時保護専用施設：９か所<br>里親：372 組<br>FH：28 か所 |
| ③ | 一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数<br>※1. 外部研修の(1) ～ (4) については、定員超過等で受講漏れの場合あり。 | 1. 外部研修 | | | | | |
| | | (1) SV（指導者）研修 | 各センター4 名ずつ×３ヵ所 | 各センター4 名ずつ×３ヵ所 | 各センター4 名ずつ×４ヵ所 | 各センター4 名ずつ×４ヵ所 | 各センター4 名ずつ×４ヵ所 |
| | | (2) 実務者研修 | 各センター２名ずつ×３ヵ所 | 各センター２名ずつ×３ヵ所 | 各センター２名ずつ×４ヵ所 | 各センター２名ずつ×４ヵ所 | 各センター２名ずつ×４ヵ所 |
| | | (3) CVPPP トレーナー研修 | 各センター８名ずつ×３ヵ所 | 各センター８名ずつ×３ヵ所 | 各センター８名ずつ×４ヵ所 | 各センター８名ずつ×４ヵ所 | 各センター８名ずつ×４ヵ所 |
| | | (4) 一時保護施設管理者研修 | 各センター１名ずつ×３ヵ所 | 各センター１名ずつ×３ヵ所 | 各センター１名ずつ×４ヵ所 | 各センター１名ずつ×４ヵ所 | 各センター１名ずつ×４ヵ所 |
| | | 2. センター全体研修 | | | | | |
| | | (1) 新転任者研修 | 新転任者全員 | 新転任者全員 | 新転任者全員 | 新転任者全員 | 新転任者全員 |
| | | 3. 一時保護所全体研修 | | | | | |
| | | (1) | 対面・オンライン・録画視聴併用<br>①：全職員 | 対面・オンライン・録画視聴併用<br>①：全職員 | 対面・オンライン・録画視聴併用<br>①：全職員 | 対面・オンライン・録画視聴併用<br>①：全職員 | 対面・オンライン・録画視聴併用<br>①：全職員 |
| | | (2) | 対面・オンライン・録画視聴併用<br>②：全職員 | 対面・オンライン・録画視聴併用<br>②：全職員 | 対面・オンライン・録画視聴併用<br>②：全職員 | 対面・オンライン・録画視聴併用<br>②：全職員 | 対面・オンライン・録画視聴併用<br>②：全職員 |
| | | 4. 各一時保護所所内研修 | | | | | |
| | | (1) 新転任者研修 | 新転任者全員 | 新転任者全員 | 新転任者全員 | 新転任者全員 | 新転任者全員 |
| | | (2) 各センターで定期的に実施 | 全職員 | 全職員 | 全職員 | 全職員 | 全職員 |
| ④ | 第三者評価を実施している一時保護施設数 | | 1（北部） | 1（中央） | 1（南部） | 1（東部） | 1（北部） |

## 第７章　代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組

### 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

#### １　資源等に関する地域の現状

#### （１） 策定要領に示された資源の必要量等

①こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って、長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備

#### （２） 現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

| 資源 | 現在の整備・取組状況<br>（令和６年度末見込み） | 整備すべき見込量等<br>（令和 11 年度末時点） |
|---|---|---|
| ① | 親子関係再構築を適切にすすめるため、ライフストーリーワークの実施、ケースマネジメントや親子交流などをサポートする業務を行う親子関係再構築支援チームを令和６年度に配置<br>親子再統合担当は配置済 | 親子関係再構築支援チーム、親子再統合担当を配置 |

#### ２　計画期間における整備・取組方針等

#### （１） 基本的な考え方

家庭養育優先原則を徹底し、こどもの最善の利益を実現していくためのパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを定期的かつ組織的に実施する。

#### （２） 資源の整備・取組方針

・児童福祉司が年２回実施する施設入所中及び里親等委託中のこどもの意見聴取に合わせて保護者の現況を把握し、課長代理・指導教育担当児童福祉司とともに援助指針を定期的に見直す。

・各こども相談センターに親子関係再構築支援員２名、中央こども相談センターに親子関係再構築専任担当者とスーパーバイザーを配置し、横断的な親子関係再構築支援チームをおく。親子関係再構築支援チームでは、保護状況調査によりこども・保護者の現状を把握し、ケースマネジメントをサポートする。

### 親子関係再構築に向けた取組

#### １　資源等に関する地域の現状

#### （１） 策定要領に示された資源の必要量等

①親子再統合支援事業による各種支援の実施件数

②親子関係再構築支援の専任職員の配置・専門チームの配置等の支援体制の整備
③親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数
④児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備
⑤保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備

### （2） 現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

| 資源 | 現在の整備・取組状況<br>（令和６年度末見込み） | 整備すべき見込量等<br>（令和 11 年度末時点） |
|---|---|---|
| ① | ・ライフストーリーワーク実施 40 人<br>・ファミリーグループカンファレンスの実施 50 件 | ・ライフストーリーワーク実施 50 人<br>・ファミリーグループカンファレンスの実施 55 件 |
| ② | 親子関係再構築支援員の配置<br>・各こども相談センター：２名ずつ<br>親子再統合担当の配置<br>・各こども相談センター：１名ずつ | 親子関係再構築支援員の配置<br>・各こども相談センター：２名ずつ<br>親子再統合担当の配置<br>・各こども相談センター：１名ずつ |
| ③ | 親への相談支援等に関する児相職員研修<br>・実施回数：２回（受講者：45 人）<br>親への相談支援等に関する新任職員研修１回(100%) | 親への相談支援等に関する児相職員研修<br>・実施回数：２回（受講者：45 人）<br>親への相談支援等に関する新任職員研修１回(100%) |
| ④ | ・児童心理司、児童福祉司のペアレンティング研修への派遣 | ・児童心理司、児童福祉司のペアレンティング研修への派遣 |
| ⑤ | ・母親向け虐待再発防止プログラム（グループカウンセリング）事業委託実施中 | ・母親向け虐待再発防止プログラム（グループカウンセリング）事業委託継続<br>・父親向け虐待再発防止プログラム（グループカウンセリング）事業委託実施 |

## ２　計画期間における整備・取組方針等

### （1） 基本的な考え方

こども相談センターにおいては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底し、区役所(こども家庭センター)と協働して保護者の養育を支援する。親子分離となったケースについては、保護者との関係などを整理してこども自身が理解できるように支援しながら、家族再統合を進める。家庭復帰を目指す一方でそれが困難な場合であっても、良好な親子関係を維持できるよう一人一人にふさわしい親子交流の在り方を検討する。

## （2） 資源の整備・取組方針

- 各こども相談センターに親子関係再構築支援員 2 名、中央こども相談センターに親子関係再構築専任担当者とスーパーバイザーを配置し、横断的な親子関係再構築支援チームを整備する。親子関係再構築支援チームでは、措置児童にかかる保護状況調査によるこども・保護者の現状把握、面会交流支援、ライフストーリーブック作成等を担い、児童福祉司とともに親子関係再構築を促進する。
- 各こども相談センターに配置された親子再統合担当では、児童福祉司と協議して親子カウンセリング、保護者支援プログラム等をコーディネートする。
- 児童福祉司・児童心理司を対象に、保護者・こどもなど当事者が参画して援助方針について話し合うファミリーグループカンファレンスに関する研修を実施し、必要なときに応援会議が開催できる体制を構築する。
- 区との合同研修として「体罰によらない子育て」に関する研修会を毎年開催し、すべての児童福祉司・児童心理司が子育てについて保護者に具体的に助言できるようにする。研修の内容は毎年見直していく。
- 児童福祉司・児童心理司がペアレンティングに関する外部研修を受講し、保護者一人一人のニーズに合った支援ができるよう取り組んでいく。

## （3） 年度ごとの整備目標

年度ごとの「定量的な整備目標」を次のとおり設定する。

| 資源 | | 定量的な整備目標 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| ① | 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 | ・ライフストーリーワーク実施 40 人<br>・ファミリーグループカンファレンスの実施 50 件 | ・ライフストーリーワーク実施 50 人<br>・ファミリーグループカンファレンスの実施 55 件 | ・ライフストーリーワーク実施 50 人<br>・ファミリーグループカンファレンスの実施 55 件 | ・ライフストーリーワーク実施 50 人<br>・ファミリーグループカンファレンスの実施 55 件 | ・ライフストーリーワーク実施 50 人<br>・ファミリーグループカンファレンスの実施 55 件 |
| ② | 親への相談支援等に関する児童相談所職員への研修等の実施回数、受講者数 | 親への相談支援等に関する児相職員研修<br>・実施回数：2回（受講者：45 人）<br>親への相談支援等に関する新任職員研修 1 回<br>(100%) | 親への相談支援等に関する児相職員研修<br>・実施回数：2回（受講者：45 人）<br>親への相談支援等に関する新任職員研修 1 回<br>(100%) | 親への相談支援等に関する児相職員研修<br>・実施回数：2回（受講者：45 人）<br>親への相談支援等に関する新任職員研修 1 回<br>(100%) | 親への相談支援等に関する児相職員研修<br>・実施回数：2回（受講者：45 人）<br>親への相談支援等に関する新任職員研修 1 回<br>(100%) | 親への相談支援等に関する児相職員研修<br>・実施回数：2回（受講者：45 人）<br>親への相談支援等に関する新任職員研修 1 回<br>(100%) |

## 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

### 1　前計画について

#### （1）　前計画における目標

特別養子縁組、普通養子縁組の選択肢がこどもの最善の利益を守るものにするためには、こども相談センター及び民間あっせん機関において、相談、調査、マッチング、縁組成立後を含むアフターフォローに至るまでの一連のあっせん業務が、こどもの福祉に関する専門的な知識及び技術に基づいて行われるよう、必要な体制整備を図るとともに、こどもの出自を知る権利について、保障することが重要である。

**【目標】**

- 特別養子縁組等に関する研修について、令和６年度における里親担当の児童福祉司の受講率　１００％
- 令和６年度における民間あっせん機関の第三者評価受審率　１００％

#### （2）　直近の取組結果

（ア）こども相談センターでの取組

こども相談センターが関与する特別養子縁組成立件数については、目標数値にほぼ近づいている。

- 特別養子縁組成立件数

| 年　　度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 目標数値 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 実　　績 | 11 | 15 | 16 | 18 | 20（見込） |

※業務を委託している民間あっせん機関である家庭養護促進協会を通じた成立件数を含む。

- 従来から、実親の面会が途絶えたり所在不明になったことを児童福祉司が把握した場合には、集中的に調査し特別養子縁組の調整をすすめているが、これと合わせて令和５年度からは乳児院・児童養護施設に配置されている里親支援専門相談員と連携し、特別養子縁組の検討が必要なこどもを早期に把握するように努めている。
- 養子縁組里親の登録が増加していることから、乳児についてはタイミングが合えばこども相談センターとフォスタリング機関が協議して直接あっせんすることも増えており、特別養子縁組成立までの期間短縮につながっている。
- 家庭養護促進協会による「あなたの愛の手を」掲載件数及び家庭養護促進協会からこども相談センターへの養親推薦件数は、毎年度おおむね横ばいで推移している。
- 特別養子適格の確認の審判の申立ては、全件こども相談センター所長名で行っており、養親希望者の負担軽減を図っている。実親が特別養子縁組に不同意であっても、経過を精査し、特別養子縁組をすすめることがこどもの最善の利益にかなうと判断した場

合には、特別養子適格の確認の審判の申立てをすすめている。

- 出自を知る権利を保障するため、こども相談センターを通じて特別養子縁組が成立したこどもの児童記録は永年保存としている。
- 養子縁組成立後の支援として、養子等からの相談対応件数は少ないものの、こどもの出自に関する情報や養育相談への丁寧な対応を行っている。業務を委託している家庭養護促進協会では、特別養子縁組成立後の親子を対象に交流イベントを実施しているほか、さまざまな相談に対応している。
- 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業における研修会へ参加することにより、里親支援児童福祉司の資質向上に努めている。

（イ）民間あっせん機関での取組

- 令和４年 11 月に、新たに民間あっせん機関の許可を行い、市内２か所の民間あっせん機関において養子縁組のあっせんに係る取組を実施しており、民間あっせん機関職員の研修受講を毎年度促すとともに、第三者評価機関による受審（３年に１度受審が必要）を受けるよう勧奨を行い、受審する場合の財政措置を行っている。
- 家庭養護促進協会については令和３年度、令和６年度に受審しており、令和４年 11 月に新たに許可を行った一般社団法人まもりごとについては令和７年度に受審予定（見込）である。

| 事業名 | 機関名 | R3 | R4 | R5 | R6(見込) | R7(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 養子縁組あっせん機関等職員研修参加促進事業 | 家庭養護促進協会 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | まもりごと | － | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 第三者評価受審促進事業 | 家庭養護促進協会 | ○ | － | － | ○ | － |
| | まもりごと | － | （許可） | － | － | ○ |

### （３）令和６年度末時点での目標達成見込み

（２）の取組により、目標は到達できる見込みである。

| 目標 | 達成の見込み | 要因分析 |
|---|---|---|
| 特別養子縁組等に関する研修について、里親担当の児童福祉司の受講率　１００％ | 達成見込み | 適切な時期に受講勧奨を行ってきた。 |
| 民間あっせん機関の第三者評価受審率　１００％ | 達成見込み | 適切な時期に受審勧奨を行ってきた。 |

## ２　資源等に関する地域の現状

### （１） 策定要領に示された資源の必要量等

①こども相談センターを通じた特別養子縁組の成立件数

②民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数
③親との交流が途絶えたケース等の特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制
④里親支援センターやフォスタリング機関、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制
⑤特別養子縁組等に関する研修を受講した児童福祉司の割合

### （2） 現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

| 資源 | 現在の整備・取組状況<br>（令和６年度末見込み） | 整備すべき見込量等<br>（令和 11 年度末時点） |
|---|---|---|
| ① | 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数：２０件 | 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数：22 件 |
| ② | 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数(業務委託している家庭養護促進協会分、①の内数)：14 件 | 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数(業務委託している家庭養護促進協会分、①の内数)：15 件 |
| ③ | 児童福祉司が親の家庭状況を適宜把握しているほか、家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員から随時交流が途絶えたケース等について随時連絡が入り、親の同意不同意にかかわらず、こどもの最善の利益の観点から特別養子縁組が適当か検討し、必要な調査を集中的に行い、援助方針会議に諮っている。 | 整備済 |
| ④ | 特別養子縁組についての相談は、フォスタリング機関、こども相談センター、業務を委託している家庭養護促進協会を案内している。市管の乳児院は特別養子縁組の支援経験が豊富であり、またすべての乳児院に里親支援専門相談員が配置され、こども相談センターが特別養子縁組を含めた研修を実施しているので、制度の説明や特別養子縁組等成立後の支援についても対応している。 | 整備済 |
| ⑤ | 100% | 100% |

## ３　計画期間における整備・取組方針等

### （1） 基本的な考え方

・児童相談所であるこども相談センターにおいては、パーマネンシー保障の理念に基づき、こどもの最善の利益の観点から家族再統合が難しいこどもについては特別養子縁組を積

極的にすすめる。成立後も、こども相談センター、里親支援センター、出身児童福祉施設及び家庭養護促進協会が協力して支援にあたる。

・民間あっせん機関については、引き続き民間あっせん機関職員の研修受講を毎年度促すことにより、養子縁組あっせん業務従事者の資質向上を図る。また、第三者評価機関による評価を受けるよう受審勧奨を行い、事業運営の質の向上を図る。

### （2） 資源の整備・取組方針

・ケースマネジメントの徹底及び乳児院・児童養護施設との連携により、特別養子縁組の検討が必要なこどもの把握に努め、将来にわたって家庭復帰がむずかしいこどもについては、こども相談センター所長が特別養子適格の確認の審判の申立てを行う。

・特別養子縁組をすすめる方針になっているこどもにマッチングが可能な養子縁組里親が本市に登録されている場合、こども相談センターと里親支援センターが連携して直接あっせんし、すみやかな特別養子縁組成立をめざす。

・民間あっせん機関については、研修及び第三者評価の受審勧奨を行い、その際の財政措置を行う。

### （3） 年度ごとの整備目標

年度ごとの「定量的な整備目標」を次のとおり設定する。

| 資源 | | 定量的な整備目標 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| ① | 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数 | 20 件 | 21 件 | 21 件 | 22 件 | 22 件 |
| ② | 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数(業務委託している家庭養護促進協会分、①の内数) | 14 件 | 14 件 | 14 件 | 15 件 | 15 件 |
| ③ | 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員の割合 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

# 第８章　里親等への委託の推進に向けた取組

## 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

### １　前計画について

#### （１） 前計画における目標及び直近の取組状況

本市の考える令和 11 年度のあるべき養育形態については、家庭養育優先理念に基づき、里親等への委託をさらに進めつつも、施設養育においても、すべてのこどもに家庭的な養育環境を整えることが必要であることから、10 年間で本体施設をすべて家庭的な小規模グループケアとし、里親等委託を合わせてすべてのこどもが家庭的な養育環境で生活できている状態を目指すこととし、取組を進めてきた。

**【直近の取組状況】**

- こども相談センターの方針として、家庭養育優先理念に基づき、新規措置や措置変更の際にまずは里親等への委託を検討している。実親から里親委託の同意がとれるよう、里親委託に関する QA を作成し、実親への説明に活用している。また、同意書についても里親・ファミリーホーム・児童福祉施設を併記している。
- 令和 3 年度に北部こども相談センターを開設し、こども相談センター3 か所体制となった。中央こども相談センター里親子包括支援室を中心に、各こども相談センターにも里親担当児童福祉司、里親担当 SV(兼務含む)を配置し、各こども相談センターで里親委託の推進に取り組んでいる。
- ショッピングモール等での里親相談会、市民学習センターと連携した連続学習会のほか、各フォスタリング機関ごとに地域や区と連携した広報活動を行っている。
- 登録間もない里親については、養育経験を積むためレスパイト・ケアや一時保護委託を行ってから委託するようにしている。
- 令和５年 11 月１日時点、令和６年５月１日時点の２回にわたり未委託里親の現況調査を行い、委託につながらない要因を分析した。里親の実子の年齢・性別、住居の状況、里親の就労状況からマッチングが難しいことや、不調等により支援中のため新規委託ができない状況などがあった。
- ファミリーホームについては、養育経験が長い里親が開設する傾向にあり、当初の見込み通り推移している。

**【里親等委託率の数値目標設定の考え方】**

国の目標達成期限（3 歳未満のこどもは 5 年以内に 75%以上、3 歳から就学前のこどもは 7 年以内に 75%以上、学童期以降のこどもは 10 年以内に 50%以上）に当てはめた場合、本市では 1 年間に 65.2 人のこどもを新たに里親等に委託する必要があるが、里親等が急激に増加することによるリスクがある。

ⅰ　不適切養育による里親から里子への虐待のリスク

ⅱ　十分な里親支援体制が取られていない場合に、里親と里子の関係性が悪化した結

果、里親宅を転々とすることで里子の心の傷つきが深まるリスク

また、国も策定要領において、「個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における『家庭養育優先の原則』を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるべきであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない」と、目標達成のためだけの里親等委託については危惧している。

これらのリスクや危惧を鑑み、令和 11 年度の里親等委託率の数値目標については、国の目標を最終的に目指しつつ、大阪市として令和 11 年度のあるべき養育形態を検討し、設定することとした。

本市の考える令和 11 年度のあるべき養育形態については、家庭養育優先理念に基づき、里親等への委託をさらに進めつつも、施設養育においても、すべてのこどもに家庭的な養育環境を整えることが必要であることから、10 年間で本体施設をすべて家庭的な小規模グループケアとし、里親等委託を合わせてすべてのこどもが家庭的な養育環境で生活できている状態を実現することとした。

【図表８-１】（年齢区分ごと）里親等委託率目標および施設で養育が必要なこども数

| | 要保護児童数 | 里親等（里親・FH） | | | | | | | | 施設（乳児院・児童養護施設） | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 0～2歳 | | 3～5歳 | | 6～17歳 | | 計 | | 0～2歳 | | 3～5歳 | | 6～17歳 | | 計 | |
| | | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 |
| H30実績 | 1,168 | 18 | 9.7% | 27 | 13.9% | 150 | 19.0% | 195 | 16.7% | 168 | 90.3% | 167 | 86.1% | 638 | 81.0% | 973 | 83.3% |
| H31(R1)見込 | 1,180 | 20 | 10.6% | 29 | 14.8% | 159 | 20.0% | 208 | 17.6% | 168 | 89.4% | 167 | 85.2% | 637 | 80.0% | 972 | 82.4% |
| R6（5年後） | 1,182 | 48 | 25.5% | 57 | 29.1% | 215 | 26.9% | 320 | 27.1% | 140 | 74.5% | 139 | 70.9% | 583 | 73.1% | 862 | 72.9% |
| R11（10年後） | 1,180 | 77 | 41.0% | 84 | 42.9% | 270 | 33.9% | 431 | 36.5% | 111 | 59.0% | 112 | 57.1% | 526 | 66.1% | 749 | 63.5% |

**【目標】**

・里親等委託率

令和６年度末　　27.1%

（3 歳未満　25.5%、3 歳から就学前　29.1%、学童期以降　26.9%）

令和 11 年度末　　36.5%

（3 歳未満　41.0%、3 歳から就学前　42.9%、学童期以降　33.9%）

・里親登録数・ファミリーホーム数

＜里親＞ 令和６年度末　263 世帯

令和 11 年度末　372 世帯

＜ファミリーホーム＞令和６年度末　23 か所

令和 11 年度末　28 か所

・里親委託児童数・ファミリーホーム委託児童数

＜里親委託児童数＞令和６年度末　205 人

令和 11 年度末　291 人

＜ファミリーホーム委託児童数＞令和６年度末　115 人

令和 11 年度末　140 人

### （2）令和６年度末時点での目標達成見込み

（１）の取組により、達成できる目標と達成できない見込みの目標があり、要因としては次のように考えている。

| 目標 | 達成見込み | 要因分析 |
|---|---|---|
| 里親等委託率 27.1％<br>（3 歳未満 25.5%、3 歳から就学前 29.1％、学童期以降 26.9%） | （未達成）<br>里親等委託率 22.8%<br>（3 歳未満 12.8%、3 歳から就学前 28.8％、学童期以降 23.2%） | 登録里親数は増えたものの、養子縁組里親が多く、養育里親については、短期の養育経験を積んでから委託するため委託率に直結しない、里親の実子の年齢・性別、住居の状況、里親の就労状況から、マッチングが難しい、里親登録後に家庭状況の変化により委託が困難になるなどの状況がある。 |
| 里親登録数　263 世帯<br>ファミリーホーム数　23 か所 | （達　成）<br>263 世帯<br>24 か所 | 新型コロナウィルス感染症の流行拡大時に施設実習が滞った影響があった。<br>ファミリーホームについては、養育経験が長い里親が開設する傾向にあり、当初の見込み通り推移している。 |
| 里親委託児童数　205 人<br>ファミリーホーム委託児童数 115 人 | （未達成）<br>里親委託児童数　132 人<br>ファミリーホーム委託児童数<br>120 人 | 里親の実子の年齢・性別、住居の状況、里親の就労状況から、マッチングが難しい。<br>養育者の高齢等の理由でファミリーホーム廃止検討、不調などにより指導中で新規委託が困難<br>里親委託児童の親子交流支援体制が整っていないため里親委託を検討できないケースがある。 |

## ２　資源等に関する地域の現状

### （1） 策定要領に示された資源の必要量等

①　３歳未満、３歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率

②　登録率（※１）

③ 稼働率（※２）

④ 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数

⑤ ファミリーホーム数

⑥ 里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数

※１ $\frac{\text{里親登録（認定）数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホーム定員数}}{\text{乳児院・児童養護施設の入所児童数} + \text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}$

※２ $\frac{\text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}{\text{里親登録（認定）数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホーム定員数}}$

### （２） 現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

| 資源 | 現在の整備・取組状況<br>（令和６年度末見込み） | 整備すべき見込量等<br>（令和 11 年度末時点） |
|---|---|---|
| ① | 里親等委託率<br>・３歳未満：12.8%<br>・３歳以上の就学前：28.8%<br>・学童期以降：23.2%<br>・全体：22.8% | 里親等委託率<br>・３歳未満：42.9%<br>・３歳以上の就学前：45.0%<br>・学童期以降：34.0%<br>・全体：36.5% |
| ② | 登録率：52.2% | 登録率：72.7% |
| ③ | 稼働率：43.8% | 稼働率：50.2% |
| ④ | 里親登録数　263 世帯　※3<br>養育：261 世帯<br>専門：2 世帯<br>（養子：80 世帯） | 里親登録数　372 世帯　※3<br>養育：368 世帯<br>専門：4 世帯<br>（養子：94 世帯） |
| ⑤ | ファミリーホーム：24 か所 | ファミリーホーム：28 か所 |
| ⑥ | 里親審査部会の開催件数：年６件 | 里親審査部会の開催件数：年６件 |

※３　養子縁組里親は養育里親の登録も行っているため、里親登録数の合計から除いている

## ３　計画期間における整備・取組方針等

### （１） 基本的な考え方

- 児童福祉法の「家庭養育優先原則」をふまえ、保護者を支援してもこどもを家庭において養育することが困難、又は適当でない場合には、こどもを「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるようにする。代替養育を必要とするこどもについては、里親等への委託を第一に検討する。
- 特に就学前児童の委託の推進に重点をおく。
- 代替養育を必要とするこども一人一人の状況に合わせて里親・ファミリーホームに委託できるよう、十分な数の里親の確保に努める。

【里親等委託率の目標値について】

前計画と同様に、令和 11 年度のあるべき養育形態については、家庭養育優先理念に基づき、施設においても本体施設をすべて家庭的な小規模グループケアとし、里親等委託と合わせてすべてのこどもが家庭的な養育環境で生活できている状態を実現する。

里親等委託率については、国の目標を最終的に目指すこととし、令和７年度から４か所の里親支援センターを設置し、里親養育支援体制を一層充実させ、更なる里親委託の推進に取り組んでいく。

令和 11 年度の目標値について、里親等が急激に増加することによるリスク等を鑑み、代替養育が必要となるこどもの受け皿が不足しないよう、前計画の里親等委託率の算定と同様に、代替養育を必要とするこども数から児童養護施設等の定員数を控除した数を里親等委託が必要な数として、里親委託率を算出したところ、前計画の目標率 36.5%と近似値となることから、令和 11 年度末における里親等委託率の目標値は前計画と同じ 36.5%とした。（図表８－２）

【前計画の里親等委託率の算定と同様の計算をした場合】

| 代替養育を必要とするこども数 | 施設定員数見込み | 必要となる里親等委託数 | 里親委託率 |
|---|---|---|---|
| 1,071 人 | 686 人 | 385 人 | 35.9% |

【図表 8-2】里親等委託率目標値（年齢階層別）

| | 要保護児童数 | | | | 里親等委託児童 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 0～2歳 | 3～5歳 | 6～17歳（措置延長者含む） | 計 | 0～2歳 | | 3～5歳 | | 6～17歳（措置延長者含む） | | 計 | |
| | | | | | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 |
| 令和7年度見込 | 134 | 136 | 835 | 1,105 | 25 | 18.5% | 43 | 31.6% | 213 | 25.4% | 281 | 25.4% |
| 令和8年度見込 | 136 | 131 | 832 | 1,099 | 33 | 24.1% | 46 | 34.5% | 229 | 27.5% | 308 | 28.0% |
| 令和9年度見込 | 140 | 128 | 825 | 1,093 | 42 | 29.7% | 48 | 37.3% | 245 | 29.6% | 335 | 30.6% |
| 令和10年度見込 | 140 | 127 | 816 | 1,083 | 50 | 35.4% | 51 | 40.1% | 260 | 31.8% | 361 | 33.3% |
| 令和11年度見込 | 140 | 129 | 802 | 1,071 | 60 | 42.9% | 58 | 45.0% | 273 | 34.0% | 391 | 36.5% |

## （２） 資源の整備・取組方針

- これまでの啓発広報に加え、SNS の活用を検討、子育て中や子育てを終えた家庭にターゲットを絞ったリクルートに着手する。
- 令和７年度に開設される里親支援センターとこども相談センターが協力して、マーケティングの手法を取り入れたリクルートを検討する。
- 未委託里親家庭の現況把握を定期的に実施し、どのような支援があれば委託可能となるか具体的に検討する。
- 共働き世帯の里親家庭がほとんどであることをふまえ、委託前養育等支援事業の活用により、保育所を確保したうえで委託できるよう試行する。

・里親等委託児童の親子交流支援体制を検討する。
・乳児院からの措置変更先は里親を第一に検討する。

### （3） 年度ごとの整備目標

年度ごとの「定量的な整備目標」を次のとおり設定する。

| 資源 | | 定量的な整備目標 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| ① | ３歳未満、３歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率 | ３歳未満：18.5%<br>３歳～就学前：31.6%<br>学童期以降：25.4%<br>全体：25.4% | ３歳未満：24.1%<br>３歳～就学前：34.5%<br>学童期以降：27.5%<br>全体：28.0% | ３歳未満：29.7%<br>３歳～就学前：37.3%<br>学童期以降：29.6%<br>全体：30.6% | ３歳未満：35.4%<br>３歳～就学前：40.1%<br>学童期以降：31.8%<br>全体：33.3% | ３歳未満：42.9%<br>３歳～就学前：45.0%<br>学童期以降：34.0%<br>全体：36.5% |
| ② | 登録率 | 55.2% | 59.2% | 63.4% | 68.0% | 72.7% |
| ③ | 稼働率 | 46.1% | 47.3% | 48.3% | 49.0% | 50.2% |
| ④ | 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数 | 里親登録数：284 世帯<br>養育：282 世帯<br>専門：２世帯<br>（養子：82 世帯） | 里親登録数：305 世帯<br>養育：302 世帯<br>専門：３世帯<br>（養子：85 世帯） | 里親登録数：327 世帯<br>養育：324 世帯<br>専門：３世帯<br>（養子：88 世帯） | 里親登録数：350 世帯<br>養育：347 世帯<br>専門：３世帯<br>（養子：91 世帯） | 里親登録数 ：372 世帯<br>養育：368 世帯<br>専門：４世帯<br>（養子：94 世帯） |
| ⑤ | ファミリーホーム数 | 24 カ所 | 25 カ所 | 26 カ所 | 27 カ所 | 28 カ所 |
| ⑥ | 里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数 | ６件 | ６件 | ６件 | ６件 | ６件 |

## 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

## １　前計画について

### （1） 前計画における目標

民間機関（里親支援機関Ａ型）への委託実施数

令和３年度　３か所　令和８年度　４ か所

### （2） 直近の取組結果

・フォスタリング業務については、民間フォスタリング機関を育成する視点で、令和２年度にこども相談センター単位で事業者を公募し、令和３年度から業務委託を開始して段階的に委託業務を拡大し、令和６年度には自立支援業務も委託している。
・こども相談センターとフォスタリング機関は毎月全体会議を開催して情報共有し、役割分担しながら、市域全体で効率的にリクルートや研修、マッチングを行っている。
・各こども相談センター単位で毎月ブロック会議を開催し、こども相談センター里親担当、フォスタリング機関職員、乳児院・児童養護施設の里親支援専門相談員が参加している。ブロック会議では訪問計画を立て、訪問結果を共有し、里親子の不調防止に努めている。
・里親の養育力向上を図るためのスキルアップ研修のテーマについては参加者アンケートや里親サロンでの意見をふまえて決めている。対面とオンラインを併用したハ

イブリッド開催により参加しやすいように工夫している。

- 里親の養育不安を解消し被措置児童等虐待を未然に防止するため、令和５年度に大阪市里親会が里親を対象としたアンケートを実施し、このアンケート結果をふまえてこども相談センターと大阪市里親会が協力して「里親ハンドブック」を作成し、登録里親に配付した。また、こども相談センターはフォスタリング機関職員と里親支援専門相談員を対象に、大阪市里親会では里親を対象にハンドブック学習会を開催した。
- 令和７年度の里親支援センター開設に向けて運営事業者を公募し、業務の引継を行う予定である。

### （3）令和６年度末時点での目標達成見込み

（2）の取組により、目標は達成できる見込みであり、達成の要因としては次のように考えている。

| 目標 | 達成見込み | 要因分析 |
|---|---|---|
| 民間機関（里親支援機関Ａ型）への委託実施数<br>令和３年度３か所<br>令和８年度４か所 | （達成）<br>３か所 | 公募により必要数の事業者を確保することができた。<br>こども相談センターとして事業者への引継ぎや研修を丁寧に行い、フォスタリング機関の育成に努めた。 |

## ２　資源等に関する地域の現状

### （1） 策定要領に示された資源の必要量等

① 里親支援センターの設置数
② 民間フォスタリング機関の設置数
③ 児童相談所における里親支援体制の整備
④ 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数

### （2） 現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

| 資源 | 現在の整備・取組状況<br>（令和６年度末見込み） | 整備すべき見込量等<br>（令和 11 年度末時点） |
|---|---|---|
| ① | 里親支援センター：０か所 | 里親支援センター：４か所 |
| ② | 民間フォスタリング機関：３か所 | 民間フォスタリング機関：０か所 |
| ③ | 中央こども相談センターに里親子包括支援室を設置し専任の課長代理を配置<br>各センターに里親養育支援児童福祉司とSVを配置 | 中央こども相談センターに里親子包括支援室を設置し専任の課長代理を配置<br>各センターに里親養育支援児童福祉司とSVを配置 |
| ④ | 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修<br>・スキルアップ研修実施回数：６回<br>・受講者：90 組 135 人 | 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修<br>・実施回数：６回<br>・受講者：137 組 205 人 |

## ３　計画期間における整備・取組方針等

### （１） 基本的な考え方

・こども相談センターの一貫した責任体制の下に、里親支援センターを中心にフォスタリング業務を実施する。
・こども相談センター里親養育支援児童福祉司、里親支援センター職員及び里親支援専門相談員は、フォスタリング業務に必要な研修を積極的に受講し、スキルアップに努める。
・これまでフォスタリング業務の一部を担ってきた団体、里親支援専門相談員のそれぞれの強みを生かして役割分担をすすめる。
・里親及びファミリーホームにおける家庭養育は、私的な場で行われる公的な養育であることを認識し、「チーム養育」の理念の徹底と実践に努める。
・未委託里親については、委託一時保護やレスパイトケアなどの短期間の養育経験を通して養育力のアセスメントと向上を図る。

### （２） 資源の整備・取組方針

・令和７年度に里親支援センター4 か所を開設する。
・中央こども相談センターに里親子包括支援室を設置し、専任の課長代理を置く。里親子包括支援室は各センターにおけるフォスタリング業務を支援する。各こども相談センターには里親専任の児童福祉司を配置する。
・乳児院・児童養護施設の職員である里親支援専門相談員は、入所児童の状況を最もよく把握できる立場にあることから、入所児童の里親等委託の推進と委託後の里親等の養育支援を中心とした役割を担う。
・スキルアップ研修については参加者アンケートもふまえ、里親が関心をもって参加したくなるようなニーズにあったテーマや今日的なテーマを取り上げ、より多くの里親が受講することを目指す。

### （３） 年度ごとの整備目標

年度ごとの「定量的な整備目標」を次のとおり設定する。

| 資源 | | 定量的な整備目標 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| ① | 里親支援センターの設置数 | 4 か所 | 4 か所 | 4 か所 | 4 か所 | 4 か所 |
| ② | ・基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数 | 6 回 | 6 回 | 6 回 | 6 回 | 6 回 |
| | ・受講者数 | 106 世帯<br>157 人 | 114 世帯<br>169 人 | 122 世帯<br>181 人 | 130 世帯<br>193 人 | 137 世帯<br>205 人 |

## 第９章　施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

### 施設で養育が必要なこども数の見込み

#### １　前計画における基本的な考え方

前計画では、家庭養育優先理念に基づき、すべてのこどもに家庭的な養育環境を整えることをめざし、令和 11 年度末に乳児院と児童養護施設において本体施設を含め、すべて家庭的な小規模グループケアとすることを目標とした。

計画策定時点から５年後（令和６年度）及び 10 年後（令和 11 年度）において、里親等委託数及び施設で養育が必要なこども数は以下のとおり見込んだ。

（再掲）【図表 8-1】里親等委託率目標および施設で養育が必要なこども数

| | 要保護児童数 | 里親等（里親・ＦＨ） | | | | | | | | 施設（乳児院・児童養護施設） | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 0～2歳 | | 3～5歳 | | 6～17歳 | | 計 | | 0～2歳 | | 3～5歳 | | 6～17歳 | | 計 | |
| | | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 |
| H30実績 | 1,168 | 18 | 9.7% | 27 | 13.9% | 150 | 19.0% | 195 | 16.7% | 168 | 90.3% | 167 | 86.1% | 638 | 81.0% | 973 | 83.3% |
| H31(R1)見込 | 1,180 | 20 | 10.6% | 29 | 14.8% | 159 | 20.0% | 208 | 17.6% | 168 | 89.4% | 167 | 85.2% | 637 | 80.0% | 972 | 82.4% |
| R6（5年後） | 1,182 | 48 | 25.5% | 57 | 29.1% | 215 | 26.9% | 320 | 27.1% | 140 | 74.5% | 139 | 70.9% | 583 | 73.1% | 862 | 72.9% |
| R11（10年後） | 1,180 | 77 | 41.0% | 84 | 42.9% | 270 | 33.9% | 431 | 36.5% | 111 | 59.0% | 112 | 57.1% | 526 | 66.1% | 749 | 63.5% |

#### ２　本計画における施設で養育が必要なこども数の見込み

第５章において代替養育を必要とするこども数の見込みを以下のとおり算出した。

（再掲）【図表 5-7】代替養育を必要とするこども数見込み

| | 大阪市の代替養育を必要とするこども数（児童自立支援施設・児童心理治療施設を除く） | | | | 措置延長となるこども数 | | 代替養育必要数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 0～2歳 | 3～5歳 | 6～17歳 | 合計（0～17歳） | 18歳 | 19歳 | |
| R6 | 134 | 139 | 769 | 1,042 | 45 | 16 | 1,103 |
| R7 | 134 | 136 | 768 | 1,038 | 55 | 12 | 1,105 |
| R8 | 136 | 131 | 763 | 1,030 | 55 | 14 | 1,099 |
| R9 | 140 | 128 | 756 | 1,024 | 55 | 14 | 1,093 |
| R10 | 140 | 127 | 747 | 1,014 | 55 | 14 | 1,083 |
| R11 | 140 | 129 | 734 | 1,003 | 54 | 14 | 1,071 |

第８章において里親等委託の将来５年間の目標については、次のとおり目標を設定した。設定した目標に代替養育を必要とするこどもの見込み数に乗じると次のとおりとなる。

（再掲）【図表 8-2】里親等委託率目標値（年齢階層別）

| | 要保護児童数 | | | | 里親等委託児童 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 0～2歳 | 3～5歳 | 6～17歳（措置延長者含む） | 計 | 0～2歳 | | 3～5歳 | | 6～17歳（措置延長者含む） | | 計 | |
| | | | | | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 |
| 令和7年度見込 | 134 | 136 | 835 | 1,105 | 25 | 18.5% | 43 | 31.6% | 213 | 25.4% | 281 | 25.4% |
| 令和8年度見込 | 136 | 131 | 832 | 1,099 | 33 | 24.1% | 46 | 34.5% | 229 | 27.5% | 308 | 28.0% |
| 令和9年度見込 | 140 | 128 | 825 | 1,093 | 42 | 29.7% | 48 | 37.3% | 245 | 29.6% | 335 | 30.6% |
| 令和10年度見込 | 140 | 127 | 816 | 1,083 | 50 | 35.4% | 51 | 40.1% | 260 | 31.8% | 361 | 33.3% |
| 令和11年度見込 | 140 | 129 | 802 | 1,071 | 60 | 42.9% | 58 | 45.0% | 273 | 34.0% | 391 | 36.5% |

この数を代替養育の必要数全体から差し引きすると施設養育の必要数となる。

【図表 9-1】施設で養育が必要なこども数見込

| | 3歳未満 | 就学前 | 学童期以降 | 小計 | 18歳 | 19歳 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 令和７年度 | 109 | 93 | 573 | 775 | 40 | 9 | 824 |
| 令和８年度 | 103 | 85 | 554 | 742 | 39 | 10 | 791 |
| 令和９年度 | 98 | 80 | 532 | 710 | 38 | 10 | 758 |
| 令和１０年度 | 90 | 76 | 508 | 674 | 38 | 10 | 722 |
| 令和１１年度 | 80 | 71 | 484 | 635 | 36 | 9 | 680 |

## ３　施設養育の必要数に関する課題等

本計画期間における各年度の施設入所枠を確認するため、乳児院及び児童養護施設に対して、①現在予定されている施設整備が順調に進むこと、②現行措置費制度において必要と考える加算認定がされる定員形態を前提に、児童を受け入れる場合の最大限の入所可能枠の見込みについて調査した。

その結果、令和６年度から 11 年度にかけての施設受け入れ定員は図表 9-3 のとおりとなり、当初計画における受け入れ定員図表９-２を下回る見込みとなった。当初計画からの変動要因としては、施設の小規模化・地域分散化を推進するための用地確保が困難な状況にあることが大きな要因である。また、本市においては被虐待経験がある児童が多く、丁寧な対応が必要であることから職員の負担が大きく、加えて、施設の小規模化かつ地域分散化に伴い、より少人数の職員体制となることから、職員の負担はさらに大きくなっている。職員一人一人の支援力を高め、対応する職員数についても増やしていく必要があるが、離職率が高いため、職員が定着せず勤続年数の浅い職員が多い現状にある。

【図表 9-2】

当初整備計画数

| 入所枠 | 乳児院 | 児童養護 |
|---|---|---|
| 前期<br>（R2～6） | 173 | 746 |
| 後期<br>（R7～11） | 164 | 631 |
| 最終形<br>（概ね10年後） | 161 | 588 |

【図表 9-3】

令和６年現在の施設受け入れ定員見込

| 入所枠 | 乳児院 | 児童養護 |
|---|---|---|
| 令和6年度 | 198 | 795 |
| 令和7年度 | 186 | 703 |
| 令和8年度 | 174 | 693 |
| 令和9年度 | 169 | 706 |
| 令和10年度 | 163 | 681 |
| 令和11年度 | 137 | 549 |

各年度における代替養育の必要数と措置児童受入枠の関係は次のとおり。

【図表 9-4】

| | 代替養育必要数 | 施設入所枠 | 差 |
|---|---|---|---|
| 令和7年度 | 824 | 889 | 65 |
| 令和8年度 | 791 | 867 | 76 |
| 令和9年度 | 758 | 875 | 117 |
| 令和10年度 | 722 | 844 | 122 |
| 令和11年度 | 680 | 686 | 6 |

上記図表 9-4 のとおり、各年度において施設入所枠は施設における代替養育必要数を上回る見込みとなったが、里親等委託の進捗状況によっては施設入所枠に不足が生じる可能性があることから、状況を注視していく必要がある。

## 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

### １　前計画について

#### （１） 前計画における目標

・乳児院や児童養護施設については、児童福祉法第３条の２の規定に則り、「できるだけ良好な家庭的環境」を確保することが重要である。また、専門性を活かし、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援など質の高い個別的なケアを行い、里親や在宅家庭への支援など、さまざまな機能を担うこと（多機能化）も重要である。

・児童心理治療施設、児童自立支援施設についても、ケアニーズの非常に高いこどもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、小規模化・多機能化を含めたその在り方について、国が示す方向性を踏まえ推進していくことが重要である。

・母子生活支援施設は、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、児童虐待の未然防止の観点から、母子一体の支援を行っているという特性を踏まえ利用を促進していくことが重要である。合わせて特定妊婦等への産前から産後の切れ目のない支援なども重要である。

【目標】

〇乳児院

・令和 11 年度末までに本体施設の小規模グループケア化を完了し、分園型小規模グループケア 13 か所を目標とする。

・令和 11 年度末までに一時保護専用施設（ユニット）3か所を目標とする。

〇児童養護施設

・令和 11 年度末までに本体施設の小規模グループケア化を完了し、地域小規模児童養護施設 39 か所、分園型小規模グループケア 15 か所、一時保護専用施設（ユニット）8か所を目標とする。

〇児童心理治療施設

・入所児童の高年齢化、入所期間の長期化が進むなか、支援の必要なこども数の推移を見守りながら、国が示す方向性に基づいた小規模化、多機能化を進める。

〇児童自立支援施設

・施設退所後の相談・支援の仕組みづくりを行い、自立支援機能の充実に取り組む。

・こどもの権利擁護の観点から、個別支援（入所理由の振り返りと再発防止心理教育、被害に対する心理ケア、ソーシャルスキルトレーニング、性加害の再犯防止対策）を充実させるため、支援の体制強化を図る。

〇母子生活支援施設

・ショートステイ専用施設（ユニット）1か所を目標とする。

・特定妊婦等への産前から産後の切れ目のない支援を行う。

## （2）直近の取組結果

・施設入所児童に出来る限り良好な家庭的環境を確保することを目標に、毎年度市管施設に対し整備計画の進捗状況についてヒアリングを行ない、設定目標の達成に向け、整備計画策定の助言を行うとともに整備補助を進めている。

### 〇小規模化・地域分散化

・人格形成の基礎となる乳幼児期に養育者とこどもが心理的な絆である愛着関係を形成することで、こどもは生きていくために必要な安心感や信頼感の土台を築くことができることから、乳児院でのケアについては養育単位の小規模化をはかり、令和６年度末見込みにおいて６施設定員 198 人のうち、本体施設内ユニットは 21 か所 111 人、分園型小規模グループケアは２か所９人、令和６年度末時点における家庭的養育環境割合は 60.6%となった。

【図表 9-5】乳児院におけるグループケア化の状況

| 乳児院 | 本体 | 本体内ユニット | | 分園 | | 一時保護 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 定員 | 箇所 | 定員 | 箇所 | 定員 | 箇所 | 定員 |
| 令和元年度末 | 188 | 21 | 123 | 2 | 10 | 1 | 6 |
| 令和２年度末 | 188 | 21 | 123 | 2 | 10 | 1 | 6 |
| 令和３年度末 | 188 | 21 | 123 | 2 | 10 | 1 | 6 |
| 令和４年度末 | 188 | 21 | 123 | 2 | 10 | 1 | 6 |
| 令和５年度末 | 188 | 21 | 123 | 2 | 10 | 1 | 6 |
| 令和６年度末（見込） | 189 | 21 | 111 | 2 | 9 | 1 | 4 |
| **家庭的養育割合（小規模養育数÷定員）** | **６年度末時点：60.6%（120/198）** | | | | | | |

- 本体施設については、６施設中４施設が小規模グループケア化を完了している。
- 分園型小規模グループケア本体施設近隣に用地の確保が困難なことから設置が進んでいない。
- 一時保護専用施設については、１施設のみ。今後の本体施設整備にあわせて整備していく。

・児童養護施設についても、できる限り家庭的な環境で、安定した愛着関係の下で養育することが望ましく、施設の形態を小規模グループケアや地域小規模児童養護施設に移行するなど、家庭的養護の推進に努めており、令和６年度末見込みにおいて１２施設定員７９５人のうち、本体施設内ユニットは３２か所２３５人、分園型小規模グループケアは５か所３０人、地域小規模児童養護施設は２４か所１４３人、令和６年度末時点における家庭的養育環境割合は 51.3%となった。

【図表 9-6】児童養護施設におけるグループケア化の状況

| 児童養護施設 | 本体 | 本体内ユニット | | 分園 | | 地域小規模 | | 一時保護 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 定員 | 箇所 | 定員 | 箇所 | 定員 | 箇所 | 定員 | 箇所 | 定員 |
| 令和元年度末 | 797 | 19 | 148 | 2 | 16 | 11 | 66 | 0 | 0 |
| 令和２年度末 | 733 | 20 | 160 | 4 | 28 | 15 | 90 | 0 | 0 |
| 令和３年度末 | 744 | 26 | 205 | 4 | 28 | 16 | 96 | 0 | 0 |
| 令和４年度末 | 709 | 26 | 205 | 4 | 28 | 20 | 120 | 0 | 0 |
| 令和５年度末 | 697 | 30 | 229 | 5 | 34 | 21 | 125 | 0 | 0 |
| 令和６年度末（見込） | 622 | 32 | 235 | 5 | 30 | 24 | 143 | 0 | 0 |
| **家庭的養育割合（小規模養育数÷定員）** | **６年度末時点：51.3%（408/795）** | | | | | | | | |

- 本体施設については、12 施設中３施設が小規模グループケア化を完了している。
- 分園型小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設については、本体施設近隣に適当な用地等の確保が困難なことから設置が進んでいない。
- 一時保護専用施設については、今後の本体施設整備にあわせて整備していく。

**〇人材の育成と専門性の向上**

・人材の育成や専門性を高めるために、各種研修の実施や人員配置の充実に努めている。「児童養護施設等の職員の確保及び資質向上事業」により研修参加に要する費用を補助することで、宿泊を伴う研修などさまざまな研修に各施設職員の参加を促し、専門性や支援力の向上を図るとともに、各施設において、就職見込みの学生を実習生（非常勤アルバイト）として雇用する経費を補助し、施設での実際の業務内容を体験することで就職後の早期離職の防止、定着化を図るなどの取組を行っている。

【図表 9-7】　令和５年度研修参加実績

| | 児童養護施設 | 乳児院 | 児童心理治療施設 | 母子生活支援施設 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 宿泊研修 | ３９ | ３ | １５ | １ | ５８ |
| 日帰研修 | ３ | | ３ | | ６ |
| 合　計 | ４２ | ３ | １８ | １ | ６４ |

実習生の就職促進

| 施設種別 | 実習生人数 | 就職者数 |
|---|---|---|
| 乳児院 | ７ | ７ |
| 児童養護施設 | ２ | ２ |
| 児童心理治療施設 | ２ | ２ |
| 合計 | １１ | １１ |

**〇高機能化**

・施設等に入所するこどものうち被虐待児の割合は約７割、低出生体重児、障がい児など医療・療育を必要とするこどもの入所は約２割となっている現状から、高機能化に向け、専門職員を加配し、専門性の高い施設養育に取り組んでいる。

家庭支援専門相談員…（虐待などの理由で入所しているこどもの早期の家庭復帰や里親委託に向け、親子関係の再構築を図れるよう保護者を支援する役割を担う職員）…加配している乳児院３施設４人　児童養護施設６施設７人。

心理療法担当職員…（虐待などで心理的ケアが必要なこどもに対し、専門的な心理療法を行う職員）…加配している乳児院は６施設８人　児童養護施設 12 施設 17 人。

・令和 2 年度まで委託事業「施設退所児童自立生活支援事業」で実施していた自立支援について、措置費加算制度に移行となり、各施設に専任の自立支援担当職員を置き（児童養護施設 11 施設 11 人、児童心理治療施設３施設３人、母子生活支援施設４施設４人）、退所前の自立支援から退所後のアフターケアまで実施している。

**〇多機能化・機能転換**

・こども相談センターの一時保護所が、おおむね２歳以上を入所対象としていることから、乳児院は２歳未満の多くの乳幼児の一時保護に対応している。こどもに関する情報把握が十分ではない状況での緊急の一時保護委託に対し、こどもの安全・安心な保護の実施に重要な役割を担っている。

令和５年度の乳児院への一時保護委託件数　　８３人

また、乳児院の多機能化として令和３年11月に一時保護専用ユニットを１か所整備した。

【図表 9-8】一時保護委託 委託先別（委託時）相談種別委託児童数（令和５年度）

| | | 養護相談 | | | | | 保健その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 内虐待 | 障がい相談 | 非行相談 | 育成相談 | | |
| 警察等 | | 68 | 30 | 0 | 36 | 2 | 0 | 106 |
| 児童福祉施設 | 児童養護施設 | 31 | 13 | | | 2 | | 33 |
| | 乳児院 | 82 | 28 | | | | 1 | 83 |
| | 児童自立支援施設 | 3 | | 1 | | 2 | | 6 |
| | 児童心理治療施設 | 6 | 3 | | | | 1 | 7 |
| | 障がい児関係施設 | 45 | 15 | 0 | 0 | 1 | 0 | 46 |
| | その他施設 | 14 | 6 | | 3 | 3 | | 20 |
| 里　親 | | 129 | 40 | 0 | 0 | 3 | 1 | 133 |
| その他 | | 39 | 15 | 3 | 2 | 9 | 0 | 53 |
| 合　計 | | 417 | 150 | 4 | 41 | 22 | 3 | 487 |

・児童養護施設等運営法人３法人が里親養育包括支援事業を受託し、各こども相談センター管轄ごとに里親リクルートから研修・トレーニング、里親子マッチング、訪問支援と自立支援まで包括的に里親を支援する里親包括支援施設（フォスタリング機関）として業務を実施している。

・虐待死亡事例の２割程度を占める日齢０日児問題（予期せぬ妊娠をした妊婦が周囲に知られたくないとの思いから、医療機関・行政機関等に相談できないまま出産し、出産直後の実施を遺棄すること）への対応として、このような妊婦に寄り添い、専門的な知識・技術に基づき援助を行う産前産後母子支援事業を令和２年１０月から母子生活支援施設や乳児院を運営している法人（１か所）が受託し、実施している。

**（３）令和６年末時点での目標達成見込み**

| 現在の整備・取組状況 | 達成の見込み | 要因分析 |
|---|---|---|
| ＜乳児院＞<br>本体施設の小規模グループケア２５か所<br>分園型小規模グループケア２か所<br>一時保護専用施設１か所 | 未達成 | 必要な用地の確保に時間を要することに伴う本体オールユニット化の遅れによるもの |

| | | |
|---|---|---|
| ＜児童養護施設＞<br>本体施設の小規模グループケア３６か所<br>地域小規模児童養護施設３２か所<br>分園型小規模グループケア９か所<br>一時保護専用施設０か所 | 未達成 | 地域分散化を優先したことによる本体施設オールユニット化の遅れによるもの |
| ＜児童心理治療施設＞<br>入所児童の高年齢化、入所期間の長期化が進むなか、支援の必要なこども数の推移を見守りながら、国が示す方向性に基づいた小規模化、多機能化を進める。 | ― | 詳細は今後示される予定 |
| ＜児童自立支援施設＞<br>・ 施設退所後の相談・支援の仕組みづくりを行い、自立支援機能の充実に取り組む。<br>・ 心理療法室を増設し、カウンセリングの強化（被虐待児童、性被害児童へのトラウマ軽減除去、性加害児童の再犯防止）につなげる。 | 達成 | |
| ＜母子生活支援施設＞<br>・ ショートステイ専用施設（ユニット）１か所を目標とする。<br>・ 特定妊婦等への産前から産後の切れ目のない支援を行う。 | 達成 | |

## ２　資源等に関する地域の現状

### （１） 策定要領に示された資源の必要量等

① 小規模かつ地域分散化した施設数
② 小規模かつ地域分散化した施設の入所児童数
③ 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数
④ 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配職員数
⑤ 養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数
⑥ 一時保護専用施設の整備施設数
⑦ 児童家庭支援センターの設置施設数
⑧ 里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数
⑨ 妊産婦等生活援助事業の実施施設数
⑩ 市町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）

## （2） 現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

| 資源 | 現在の整備・取組状況<br>（令和６年度末見込み） | 整備すべき見込量等<br>（令和 11 年度末時点） |
|---|---|---|
| ① | 乳児院<br>・小規模 GC（本体施設）　２１か所<br>・小規模 GC（分園型）　２か所<br>児童養護施設<br>・小規模 GC（本体施設）　３２か所<br>・小規模 GC（分園型）　５か所<br>・地域小規模児童養護施設　２４か所 | 乳児院<br>・小規模 GC（本体施設）　２１か所<br>・小規模 GC（分園型）　１３か所<br>児童養護施設<br>・小規模 GC（本体施設）　５２か所<br>・小規模 GC（分園型）　７か所<br>・地域小規模児童養護施設　４６か所 |
| ② | 乳児院（市所管施設の定員　１９８人）<br>・小規模 GC（本体施設）　１２３人<br>・小規模 GC（分園型）　９人<br>児童養護施設（市所管施設の定員　７９５人）<br>・小規模 GC（本体施設）　２３５人<br>・小規模 GC（分園型）　３０人<br>・地域小規模児童養護施設　１４３人 | 乳児院（市所管施設の定員　１３７人）<br>・小規模 GC（本体施設）　８４人<br>・小規模 GC（分園型）　５３人<br>児童養護施設（市所管施設の定員　５４９人）<br>・小規模 GC（本体施設）　２４０人<br>・小規模 GC（分園型）　３８人<br>・地域小規模児童養護施設　２７１人 |
| ③ | 家庭支援専門相談員の加配施設数<br>・乳児院　３施設<br>・児童養護施設　６施設<br>心理療法担当職員の加配施設数<br>・乳児院　６施設<br>・児童養護施設　１２施設<br>自立支援担当職員の加配施設数<br>・児童養護施設　１１施設 | 家庭支援専門相談員の加配施設数<br>・乳児院　６施設<br>・児童養護施設　１２施設<br>心理療法担当職員の加配施設数<br>・乳児院　６施設<br>・児童養護施設　１１施設<br>自立支援担当職員の加配施設数<br>・児童養護施設　１２施設 |
| ④ | 家庭支援専門相談員の加配職員数<br>・乳児院　４人<br>・児童養護施設　７人<br>心理療法担当職員の加配職員数<br>・乳児院　８人<br>・児童養護施設　１７人<br>自立支援担当職員の加配職員数<br>・児童養護施設　１１人 | 家庭支援専門相談員の加配職員数<br>・乳児院　６人<br>・児童養護施設　１５人<br>心理療法担当職員の加配職員数<br>・乳児院　１０人<br>・児童養護施設　１９人<br>自立支援担当職員の加配職員数<br>・児童養護施設　１６人 |

| | | |
|---|---|---|
| ⑤ | 親子支援事業の実施施設数<br>・乳児院　　０施設<br>・児童養護施設　　０施設<br>家族療法事業の実施施設数<br>・乳児院　　２施設<br>・児童養護施設　　１施設 | 親子支援事業の実施施設数<br>・乳児院　　４施設<br>・児童養護施設　　３施設<br>家族療法事業の実施施設数<br>・乳児院　　２施設<br>・児童養護施設　　１施設 |
| ⑥ | 一時保護専用施設（ユニット）の整備：１か所 | 一時保護専用施設（ユニット）の整備：９か所 |
| ⑦ | 児童家庭支援センター：１か所 | 児童家庭支援センター：１か所 |
| ⑧ | 里親支援センター：０か所<br>里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設：３か所 | 里親支援センター：４か所<br>里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設：０か所 |
| ⑨ | 妊産婦等生活援助事業の実施施設数：１か所 | 令和７年度から実施する妊産婦等生活援助事業の状況を踏まえて必要数を検討 |
| ⑩ | 子育て短期支援事業：大阪市内の乳児院・児童養護施設 15 か所（1,227 人日）<br>養育支援訪問事業：526 人 | 児童育成支援拠点事業：700 人<br>子育て短期支援事業：大阪市内の乳児院・児童養護施設 1,460 人日<br>養育支援訪問事業：617 人 |

※上記表内の GC と記載があるのは、グループケアの略。

## ３　計画期間における整備・取組方針等

### （1） 基本的な考え方

施設の小規模化・地域分散化に取り組み、家庭的養育環境の割合は向上してきているものの、用地確保の影響等により令和 11 年度末には当初計画していた定員数まで整備が出来ない状況となっている。施設の小規模化等に伴う入所枠の減少スピードと里親等委託の増加スピードのバランスを注視しながら、施設整備の進捗管理を行うことで、代替養育を必要とするこどもの受け入れ枠が不足することがないよう取組を推進する必要がある。

こうした状況を踏まえ、市管施設に対して、今後の５年間の年度ごとの整備計画と策定要領に求められる必要的記載事項について調査し、「『小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換』に向けた計画」の見直しを行った。

本計画においては、前計画と同様、本体施設をすべて家庭的な小規模グループケアとし、里親等委託とあわせてすべてのこどもが家庭的な養育環境で生活できている状態を目指すこととし、毎年度各施設の計画進捗状況及び里親等委託数の状況を注視しながら、各施設とともに施設整備を進めるとともに、各施設の小規模化・地域分散化に合わせて、本体施設における空きユニットを一時保護専用ユニットや本市が実施する子育て支援事業実施場所として順次転用を進めていく。また、こどもが安全に安心して十分なケアを受けられるよう、施設における支援力の強化を図るとともに、施設がこどもの支援や対応に苦慮する場合、関係機関が申立てを行うことができる「こどもの権利擁護部会」の活用も促進していく。

## （2） 資源の整備・取組方針

・小規模化・地域分散化をすすめ家庭的養育環境を実現していくために施設整備に対して補助金を交付しているが、その整備量の見込みについては代替養育全体の必要数から里親等委託目標数を減じることで施設養育の必要数を算出し整備必要数を見込む。

【図表 9-9】施設養育が必要なこども数の見込み

| | 要保護児童数 | 里親等（里親・FH） | | | | | | | | | | 施設（乳児院・児童養護施設） | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 3歳未満 | | 3~5歳 | | 6~17歳（措置延長含む） | | うち措置延長こども数 | | 計 | | 3歳未満 | | 3~5歳 | | 6~17歳（措置延長含む） | | うち措置延長こども数 | | 計 | |
| | | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 18歳 | 19歳 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 18歳 | 19歳 | 人数 | 率 |
| 令和7年度 | 1105 | 25 | 18.5% | 43 | 31.6% | 213 | 25.4% | 15 | 3 | 281 | 25.4% | 109 | 81.5% | 93 | 68.4% | 622 | 74.6% | 40 | 9 | 824 | 74.6% |
| 令和8年度 | 1099 | 33 | 24.1% | 46 | 34.5% | 229 | 27.5% | 16 | 4 | 308 | 28.0% | 103 | 75.9% | 85 | 65.5% | 603 | 72.5% | 39 | 10 | 791 | 72.0% |
| 令和9年度 | 1093 | 42 | 29.7% | 48 | 37.3% | 245 | 29.6% | 17 | 4 | 335 | 30.6% | 98 | 70.3% | 80 | 62.7% | 580 | 70.4% | 38 | 10 | 758 | 69.4% |
| 令和10年度 | 1083 | 50 | 35.4% | 51 | 40.1% | 260 | 31.8% | 17 | 4 | 361 | 33.3% | 90 | 64.6% | 76 | 59.9% | 556 | 68.2% | 38 | 10 | 722 | 66.7% |
| 令和11年度 | 1071 | 60 | 42.9% | 58 | 45.0% | 273 | 34.0% | 18 | 5 | 391 | 36.5% | 80 | 57.1% | 71 | 55.0% | 529 | 66.0% | 36 | 9 | 680 | 63.5% |

・「施設で養育が必要なこども数の見込み」において示したように、施設入所枠の確保について国の定める里親等委託率や施設の小規模化・地域分散化を達成するよう取組を推進するが、その達成までの間は施設における受け入れ枠の確保に努め、施設に入所できないこどもが生じることがないように十分注意しながら施設の小規模化・地域分散化を推進していく。

・施設の小規模化・地域分散化の進捗に合わせて施設が保有する機能を有効に活用する機能転換を進めることとするが、その転用については一時保護専用ユニットへの転用検討や地域において必要とされる支援を展開するなど多機能化・高機能化を積極的に推進する。

・施設の高機能化においては、専門性の高い職員の配置が不可欠であることから、職員の資質向上支援について引き続き取り組む。

・施設の小規模化においては、職員一人一人の高い支援力が求められるとともに、業務量も増えるため、業務負担の軽減や働き続けられるための定着支援などについて、検討していく。

## （3） 年度ごとの整備目標

年度ごとの「定量的な整備目標」を次のとおり設定する。

| 資源 | | 定量的な整備目標 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| ① | 小規模かつ地域分散化した施設数 | 単位（か所）<br>乳児院<br>GC（本体）21<br>GC（分園）2<br>児童養護施設<br>GC（本体）30<br>GC（分園）3<br>地域小規　26 | 単位（か所）<br>乳児院<br>GC（本体）28<br>GC（分園）3<br>児童養護施設<br>GC（本体）35<br>GC（分園）3<br>地域小規　30 | 単位（か所）<br>乳児院<br>GC（本体）28<br>GC（分園）4<br>児童養護施設<br>GC（本体）41<br>GC（分園）3<br>地域小規　41 | 単位（か所）<br>乳児院<br>GC（本体）28<br>GC（分園）5<br>児童養護施設<br>GC（本体）40<br>GC（分園）4<br>地域小規　43 | 単位（か所）<br>乳児院<br>GC（本体）21<br>GC（分園）13<br>児童養護施設<br>GC（本体）52<br>GC（分園）7<br>地域小規　46 |
| ② | 小規模かつ地域分散化した施設の入所児童数 | 単位（人）<br>乳児院<br>GC（本体）111<br>GC（分園）9<br>児童養護施設<br>GC（本体）206<br>GC（分園）18<br>地域小規　155 | 単位（人）<br>乳児院<br>GC（本体）137<br>GC（分園）13<br>児童養護施設<br>GC（本体）202<br>GC（分園）16<br>地域小規　179 | 単位（人）<br>乳児院<br>GC（本体）132<br>GC（分園）17<br>児童養護施設<br>GC（本体）236<br>GC（分園）16<br>地域小規　245 | 単位（人）<br>乳児院<br>GC（本体）126<br>GC（分園）21<br>児童養護施設<br>GC（本体）214<br>GC（分園）20<br>地域小規　257 | 単位（人）<br>乳児院<br>GC（本体）84<br>GC（分園）53<br>児童養護施設<br>GC（本体）240<br>GC（分園）38<br>地域小規　271 |
| ③ | 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数 | 【乳児院】<br>家庭支援：6 施設<br>心理療法：6 施設<br>【児童養護】<br>家庭支援：12 施設<br>心理療法：12 施設<br>自立支援：11 施設 | 【乳児院】<br>家庭支援：6 施設<br>心理療法：6 施設<br>【児童養護】<br>家庭支援：12 施設<br>心理療法：12 施設<br>自立支援：11 施設 | 【乳児院】<br>家庭支援：6 施設<br>心理療法：6 施設<br>【児童養護】<br>家庭支援：12 施設<br>心理療法：12 施設<br>自立支援：11 施設 | 【乳児院】<br>家庭支援：6 施設<br>心理療法：6 施設<br>【児童養護】<br>家庭支援：12 施設<br>心理療法：12 施設<br>自立支援：12 施設 | 【乳児院】<br>家庭支援：6 施設<br>心理療法：6 施設<br>【児童養護】<br>家庭支援：12 施設<br>心理療法：12 施設<br>自立支援：12 施設 |
| ④ | 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配職員数 | 【乳児院】<br>家庭支援：2<br>心理療法：9<br>【児童養護】<br>家庭支援：9<br>心理療法：15<br>自立支援：13 | 【乳児院】<br>家庭支援：2<br>心理療法：9<br>【児童養護】<br>家庭支援：9<br>心理療法：16<br>自立支援：13 | 【乳児院】<br>家庭支援：2<br>心理療法：9<br>【児童養護】<br>家庭支援：11<br>心理療法：17<br>自立支援：13 | 【乳児院】<br>家庭支援：6<br>心理療法：10<br>【児童養護】<br>家庭支援：11<br>心理療法：18<br>自立支援：14 | 【乳児院】<br>家庭支援：5<br>心理療法：10<br>【児童養護】<br>家庭支援：13<br>心理療法：19<br>自立支援：16 |
| ⑤ | 養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数 | 【乳児院】<br>親子支援：1<br>家族療法：2<br>【児童養護】<br>親子支援：1<br>家族療法：1 | 【乳児院】<br>親子支援：1<br>家族療法：2<br>【児童養護】<br>親子支援：1<br>家族療法：1 | 【乳児院】<br>親子支援：2<br>家族療法：2<br>【児童養護】<br>親子支援：2<br>家族療法：1 | 【乳児院】<br>親子支援：2<br>家族療法：2<br>【児童養護】<br>親子支援：3<br>家族療法：1 | 【乳児院】<br>親子支援：4<br>家族療法：2<br>【児童養護】<br>親子支援：3<br>家族療法：1 |
| ⑥ | 一時保護専用施設の整備施設数 | 一時保護専用施設（ユニット）整備：1か所 | 一時保護専用施設（ユニット）整備：3か所 | 一時保護専用施設（ユニット）整備：4か所 | 一時保護専用施設（ユニット）整備：5か所 | 一時保護専用施設（ユニット）整備：9か所 |
| ⑦ | 児童家庭支援センターの設置施設数 | 児童家庭支援センター：1か所 | 児童家庭支援センター：1か所 | 児童家庭支援センター：1か所 | 児童家庭支援センター：1か所 | 児童家庭支援センター：1か所 |
| ⑧ | 里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数 | 里親支援センター：4か所<br>里親養育包括支援事業：0か所 | 里親支援センター：4か所<br>里親養育包括支援事業：0か所 | 里親支援センター：4か所<br>里親養育包括支援事業：0か所 | 里親支援センター：4か所<br>里親養育包括支援事業：0か所 | 里親支援センター：4か所<br>里親養育包括支援事業：0か所 |
| ⑨ | 妊産婦等生活援助事業の実施施設数 | 令和7年度から実施する妊産婦等生活援助事業の状況を踏まえて必要数を検討 | | | | |
| ⑩ | 市町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと） | 児童育成支援拠点事業：700 人<br>子育て短期支援事業：1,464 人日<br>養育支援訪問事業：609 人 | 児童育成支援拠点事業：700 人<br>子育て短期支援事業：1,451 人日<br>養育支援訪問事業：610 人 | 児童育成支援拠点事業：700 人<br>子育て短期支援事業：1,450 人日<br>養育支援訪問事業：612 人 | 児童育成支援拠点事業：700 人<br>子育て短期支援事業：1,449 人日<br>養育支援訪問事業：614 人 | 児童育成支援拠点事業：700 人<br>子育て短期支援事業：1,460 人日<br>養育支援訪問事業：617 人 |

※上記表内の GC と記載があるのは、グループケアの略。

# 第１０章　社会的養護自立支援の推進に向けた取組

## 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

### １　基本的な考え方

社会的養護経験者等は措置解除後も自らの家庭からの支援が見込みづらいことや、自立にあたって困難を抱えることが多いことから、円滑に自立生活を営むことができるよう、施設退所後も、必要がある限り継続して支援を行うこと（アフターケア）が重要である。

このためには、社会的養護経験者等の状況を把握する必要がある。措置解除後から途切れなく必要な支援を行うだけでなく、一度自立した後に困難に直面した場合や、社会的養護経験者だけではなく虐待等の経験がありながらもこれまで公的支援に繋がらなかった者についても支援に適切につなぐことが必要である。

### ２　自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み

| | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み | 26 人 | 27 人 | 29 人 | 33 人 | 36 人 |

### ３　自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実情把握についての取組方針

大阪府、堺市と共同で、児童相談所、各施設、社会的養護自立支援拠点事業所等の関係機関との連携体制を整備し、社会的養護経験者等の実情把握に努めるとともに、自立支援のあり方等について、検討を進めていく。

## 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

### １　前計画について

#### （１） 前計画における目標

社会的養護環境下からの自立支援については、退所後からの支援実施ではなく、インケアからリービングケア、アフターケアを通じた切れ目のない支援体制を構築し、適切な支援を提供する必要があることから、国における制度構築や法整備の状況を見据えつつ、引き続き現行事業を確実に実施しつつ、自立に向けた支援を行っていくこととした。

**【目標】**

各年度末における、施設等から年齢到達等により退所、委託解除、援助の実施を解除されたすべての者に対し、継続支援計画が策定された率について、100%を維持。

#### （２） 直近の取組結果

・「児童自立生活援助事業」

令和５年度まで、「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）」として、義務教育終了後に児童養護施設等を退所して就職するこども等を対象に、共同生活する住居を提供し、

生活設計や就労に関する相談、日常生活上の援助及び生活指導を行うことにより、社会的自立を促進することを目的として実施してきた。

令和４年改正児童福祉法により、令和６年度から、20 歳までといった年齢制限がなくなるとともに、事業実施場所についても児童養護施設等や里親・ファミリーホーム等に拡充されたことにより、児童の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整を踏まえたうえで、児童がこれまで生活していた里親や施設等において、より継続的な支援を受けやすくなった。

また、自立に向けた支援をより効果的に実施していくために、本人やこども相談センター職員、里親や施設職員などの支援に関わってきた者等による「自立生活援助会議」を定期的に開催し、自立生活援助計画票作成や見直しを行っている。

なお、法改正に伴う当事業の拡充実施により、これまで実施していた社会的養護継続支援事業、就学者自立生活援助事業は廃止となった。

・継続支援計画（※）の策定率

こども相談センターに自立支援コーディネーターを配置し、児童自立生活援助事業利用者に対してのみならず、施設等から就労や進学等により退所、委託解除、援助の実施を解除されたすべての者を対象とし、当事者を交えた継続支援会議を開催し、継続支援計画を策定するとともに、自立に関する助言や情報提供を行ってきた。

あわせて、自立支援コーディネーターは、施設等に在籍する中高生に向けて、将来の進学や就労自立に関する助言・情報提供も行ってきた。

継続支援計画の策定率は、令和４年度 100%（策定件数 79 件）、令和５年度 100 %（策定件数 84 件）となっている。

※令和６年度からは児童福祉法の改正に伴い、継続支援会議は自立生活援助会議、継続支援計画は自立生活援助計画に名称を改めた。

・施設退所児童自立支援

児童養護施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設等に退所前の自立支援及び退所後のアフターケアを担う専任の自立支援担当職員を配置し、継続的に退所児童の状況把握を行い、適切な支援を実施してきた。

また、里親及びファミリーホームの児童に対しては、令和５年度まではこども相談センター里親子包括支援室に配置した生活相談支援担当職員が自立支援を行っていたが、令和６年度からはフォスタリング機関への委託業務に自立支援にかかる業務も加え、委託中から委託解除後に向けての一貫した支援を実施している。

・「社会的養護自立支援拠点事業」（施設退所児童等社会生活・就労支援事業）

施設等の退所予定者を対象に、大阪府・堺市とともに社会福祉法人に委託し、社会生活で必要な知識の習得や生活技能の習得等必要な訓練や見守り、就業支援などの支援を

行っている。

### （3）令和６年度末時点での目標達成見込み

（2）の取組により、目標は達成できる見込みであり、達成の要因としては次のように考えている。

| 目標 | 達成の見込み | 要因分析 |
|---|---|---|
| 各年度末における、施設等から年齢到達等により退所、委託解除、援助の実施を解除されたすべての者に対し、継続支援計画が策定された率について、100%を維持 | 達成見込み | それぞれの場面で、関係機関と連携しながら、継続支援会議を開催し、計画の策定を行う取組を実施してきた。 |

## ２　資源等に関する地域の現状

### （1） 策定要領に示された資源の必要量等

① 児童自立生活援助事業の実施個所数(Ⅰ～Ⅲ型それぞれの入居人数)

② 社会的養護自立支援拠点事業の整備個所数

③ 社会的養護自立支援協議会の設置も含めた連携体制の整備

### （2） 現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

| 資源 | 現在の整備・取組状況<br>(令和６年度末見込み) | 整備すべき見込量等<br>(令和 11 年度末時点) |
|---|---|---|
| ① | 実施個所数及び入居人数<br>・Ⅰ型　６ヶ所　３８人<br>・Ⅱ型　４ヶ所　８人<br>・Ⅲ型　８ヶ所　12 人 | 実施個所数及び入居人数<br>・Ⅰ型　６ヶ所　３８人<br>・Ⅱ型　５ヶ所　10 人<br>・Ⅲ型　１１ヶ所　15 人 |
| ② | 整備個所数　１ヶ所 | 整備個所数　１ヶ所 |
| ③ | 連携体制の整備について検討中 | 関係機関との連携体制を整備 |

## ３　計画期間における整備・取組方針等

### （1） 基本的な考え方

令和６年度からは、児童福祉法の改正に伴い、従来の自立援助ホームを児童自立生活援助事業Ⅰ型、児童福祉施設等で行う当事業を児童自立生活援助事業Ⅱ型、ファミリーホームや里親で行う当事業を児童自立生活援助事業Ⅲ型として、事業が拡充されている。また、社会的養護自立支援拠点事業が創設され、社会的養護経験者等への自立支援の重要性がより一層明確となっている。

本市においては、こういった国の方針等を踏まえ、児童自立生活援助事業を実施するとともに、令和６年度より大阪府、堺市と合同で社会的養護自立支援拠点事業を実施している。計画期間においても、これらの内容を適切かつ積極的に推進していく。

また、令和６年７月に実施したこどもへのアンケート調査において、退所後に不安なこととして「お金のこと」「これからの生活のこと」「就職のこと」「将来のこと」が上位を占めていたことから、権利ノート別冊の「おとなになってゆく　あなたへ　資料編」を適切な時期に配付し説明するなど、不安を軽減するための取組を実施していく。

### （２） 資源の整備・取組方針

① 児童自立生活援助事業の利用を希望する児童等が適切に支援に繋がるように事業実施個所を整備する。

② 事業の実施経過を踏まえ、大阪府、堺市とも連携しながら、社会的養護自立支援拠点事業を実施していく。

③ 社会的養護自立支援協議会の設置も含めた連携体制について、大阪府、堺市と連携して整備する。

### （３） 年度ごとの整備目標

年度ごとの「定量的な整備目標」を次のとおり設定する。

| | | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 児童自立生活援助事業の実施個所数（Ⅰ～Ⅲ型それぞれの入居人数） | （Ⅰ型） | ６ヶ所 38 人 | ６ヶ所 38 人 | ６ヶ所 38 人 | ６ヶ所 38 人 | ６ヶ所 38 人 |
| | （Ⅱ型） | ５ヶ所 10 人 | ５ヶ所 10 人 | ５ヶ所 10 人 | ５ヶ所 10 人 | ５ヶ所 10 人 |
| | （Ⅲ型） | ９ヶ所 13 人 | ９ヶ所 14 人 | 11 ヶ所 15 人 | 11 ヶ所 15 人 | 11 ヶ所 15 人 |
| 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数 | | １カ所 | １カ所 | １カ所 | １カ所 | １カ所 |

# 第１１章　児童相談所の強化等に向けた取組

## 児童相談所における人材確保・育成・児童相談所設置等に向けた取組

### １　前計画について

#### （１） 前計画における目標

（ア）人材の確保と育成

平成 28 年に児童福祉法が改正され、管轄区域の人口や児童虐待相談対応件数等に応じた児童福祉司の配置標準が法律に定められたが、この配置標準を適用すると大幅な増員が必要となる。また、増員する新任職員の育成にはマンツーマンで一定期間実務を教える中堅の職員とともに、指導及び教育にあたるスーパーバイザーの配置が必要となるが、児童福祉司のスーパーバイザーはおおむね５年以上の児童福祉司としての経験が必要である。

国が示す配置標準に基づく専門職の確保については、児童虐待に対する適切な対応や重大な児童虐待事件を無くしていくためにも、必要不可欠なものであるとの認識のもと、専門職の人材育成を実施しながら、計画的に増員配置を進める。また、児童福祉司任用前講習・任用後研修・スーパーバイザー研修など義務研修を確実に受講する職場環境を整備し、専門性を高める。

（イ）児童相談所の複数設置

本市では専門性の確保、人材育成とノウハウの蓄積、安全確認や職権保護などの緊急対応の体制確保の観点から、スケールメリットを活かし、長らく１か所の児童相談所で事業を実施してきたが、児童虐待相談対応件数の増加に鑑み、迅速な組織判断、安全確認の迅速かつ効率的実施、区役所等の関係機関との緊密な連携及び利用者（市民）の利用しやすい環境整備のため、児童相談所を複数設置（市内 3 か所）することとし、さらに令和元年 10 月 30 日の戦略会議では市内東部に 4 か所目の児童相談所を設置し、4 か所体制とすることが決定された。また、児童相談所の複数設置により、中央児童相談所にあたる中央こども相談センターが企画調整機能を担い、技術的援助、連絡調整、情報提供等の業務支援を行うこととした。

（ウ）ICT の活用

本市では平成 20 年度に児童相談システムを運用開始したが、同システムは児童相談所における業務の一部を単体で組み込んだシステムであり、住民情報や福祉サービスの利用状況は別途検索して入力する必要があったため、より効率的なシステムとするため、令和元年度から、総合福祉システムにおいて児童相談システムを開発し、令和３年度のリリースを目指すこととした。

【目標】

児童相談所の複数設置

令和３年度　　北部こども相談センターの開設

令和６年度　　中央こども相談センターの移転

令和８年度　　東部こども相談センターの開設

### （２） 直近の取組結果

（ア）人材の確保と育成

国が示す配置標準を満たすべく、計画的に児童福祉司及び児童心理司の増員配置を進めるとともに、研修の実施等による専門職の人材育成に取り組んでいる。

（イ）児童相談所の複数設置

平成２８年１０月　　南部こども相談センター開設（２か所目）

令和３年４月　　北部こども相談センター開設（３か所目）

令和７年３月（予定）　中央こども相談センターの建替移転（中央区→浪速区）

令和８年度中の開設を目指し、東部こども相談センター建設工事を進める

（ウ）ICT の活用

令和３年度より新児童相談システムを運用開始。

### （３）令和６年度末時点での目標達成見込み

（２）の取組により、児童相談所の複数設置について整備計画通りに進めており、目標達成の見込み。

## ２　資源等に関する地域の現状

### （１） 策定要領に示された資源の必要量等

① 児童相談所の管轄人口

② 第三者評価を実施している児童相談所数

③ 児童福祉司、児童心理司の配置数

④ 市町村支援児童福祉司の配置数

⑤ 児童福祉司スーパーバイザーの配置数

⑥ 医師の配置数

⑦ 保健師の配置数

⑧ 弁護士の配置数

⑨ こども家庭福祉行政に携わる児童相談所職員における研修（児童福祉司任用後研修等）の受講者数

⑩ 専門職採用者数

### （2） 現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

| 資源 | 現在の整備・取組状況<br>（令和６年度末見込み） | 整備すべき見込量等<br>（令和 11 年度末時点） |
|---|---|---|
| ① | 児童相談所（3 か所）の管轄人口<br>・中央こども相談センター：1,295,654 人<br>・北部こども相談センター：872,706 人<br>・南部こども相談センター：584,052 人<br>※人口は直近の国勢調査（R2）より | 児童相談所（4 か所）の管轄人口<br>・中央こども相談センター：954,761 人<br>・北部こども相談センター：675,132 人<br>・南部こども相談センター：430,996 人<br>・東部こども相談センター：691,523 人<br>※人口は直近の国勢調査（R2）より |
| ② | 第三者評価を実施している児童相談所<br>：0 か所 | 第三者評価を実施している児童相談所<br>：1 か所　※毎年１か所ずつ順番に実施。 |
| ③ | 児童福祉司：183 人（R6.4 現在）<br>児童心理司：61 人（R6.4 現在） | 児童福祉司：190 人<br>児童心理司：94 人<br>※令和５年度児童虐待相談対応件数等に基づき算出 |
| ④ | 市町村支援児童福祉司：1 人（R6.4 現在）<br>※児童福祉司配置数の内数 | 市町村支援児童福祉司：1 人<br>※児童福祉司配置数の内数 |
| ⑤ | 児童福祉司スーパーバイザー：32 人（R6.4 現在）<br>※児童福祉司配置数の内数 | 児童福祉司スーパーバイザー：34 人<br>※児童福祉司配置数の内数 |
| ⑥ | 各センターに配置 | 各センターに配置 |
| ⑦ | 保健師：５人（R6.4 現在） | 保健師：５人 |
| ⑧ | 弁護士：２人（R6.4 現在） | 弁護士：２人 |
| ⑨ | 児童福祉司任用後研修<br>児童福祉司任用後２年目以降の職員を対象に順次受講（R5 実績：35 人） | 児童福祉司任用後研修<br>児童福祉司任用後２年目以降の職員を対象に順次受講 |
| ⑩ | 増員配置の中で必要な数 | 増員配置の中で必要な数 |

## ３　計画期間における整備・取組方針等

### （1） 基本的な考え方

・児童相談所は「こどもの権利擁護の最後の砦」であり、児童虐待対応など児童福祉の中核的専門機関としての役割を果たすため、引き続き、こども相談センターの体制強化に取り組むとともに、職員の専門性の向上を図る。

・こども相談センターの市内 4 か所体制に向けて、南部こども相談センター及び北部こども相談センターの開設に続き、東部こども相談センターの開設に向けて整備を進める。

## （2） 資源の整備・取組方針

- 国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン（令和 4 年 12 月 15 日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）」に沿って、児童福祉司（里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザーを含む）や児童心理司の増員配置を計画的に進め、医師や保健師、弁護士の配置などこども相談センターの体制強化に引き続き取り組む。また、増員計画の中で必要とされる専門職の採用については関係部署と調整しながら配置を行う。
- 児童福祉司任用前講習、任用後研修、スーパーバイザー研修など職員に対する研修の実施や OJT を通じて専門性の向上を図る。
- 児童相談所の第３者評価について本計画期間内に開始する。
- 4 か所目の児童相談所となる東部こども相談センターについて、令和 8 年度中の開設を目指して整備を進める（令和 5 年度末～令和 8 年度：建設工事、令和 8 年度中：開設予定）。
- 南部こども相談センターについて、一時保護所の居室の個室化など家庭的な環境とするため、現施設の近隣に一時保護所を建替移転するとともに、児童福祉司等の増員に対応するため、一時保護所移転後の空きスペースを児童相談部門等の事務所へと改修する再整備を行う（令和 8 年度中に完了予定）。

## （3） 年度ごとの整備目標

年度ごとの「定量的な整備目標」を次のとおり設定する。

| 資源 | | 定量的な整備目標 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| ① | 第三者評価を実施している児童相談所数 | ― | ― | ― | 毎年度 1 か所 | 毎年度 1 か所 |
| ② | 児童福祉司、児童心理司の配置数 | 児童福祉司<br>189 人<br>児童心理司<br>69 人 | 児童福祉司<br>190 人<br>児童心理司<br>78 人 | 児童福祉司<br>190 人<br>児童心理司<br>86 人 | 児童福祉司<br>190 人<br>児童心理司<br>94 人 | 児童福祉司<br>190 人<br>児童心理司<br>94 人 |
| ③ | 市町村支援児童福祉司の配置数 | 1 人<br>※児童福祉司配置数の内数 | 1 人<br>※児童福祉司配置数の内数 | 1 人<br>※児童福祉司配置数の内数 | 1 人<br>※児童福祉司配置数の内数 | 1 人<br>※児童福祉司配置数の内数 |
| ④ | 児童福祉司スーパーバイザーの配置数 | 34 人<br>※児童福祉司配置数の内数 | 34 人<br>※児童福祉司配置数の内数 | 34 人<br>※児童福祉司配置数の内数 | 34 人<br>※児童福祉司配置数の内数 | 34 人<br>※児童福祉司配置数の内数 |
| ⑤ | 医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて） | 各センターに配置 | 各センターに配置 | 各センターに配置 | 各センターに配置 | 各センターに配置 |
| ⑥ | 保健師の配置数 | 5 人 | 5 人 | 5 人 | 5 人 | 5 人 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑦ | 弁護士の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて） | 常勤２人 | 常勤２人 | 常勤２人 | 常勤２人 | 常勤２人 |
| ⑧ | こども家庭福祉行政に携わる児童相談所職員における研修（児童福祉司任用後研修等）の受講者数 | 【児童福祉司任用後研修】<br>児童福祉司任用後２年目以降の職員を対象に順次受講 | 【児童福祉司任用後研修】<br>児童福祉司任用後２年目以降の職員を対象に順次受講 | 【児童福祉司任用後研修】<br>児童福祉司任用後２年目以降の職員を対象に順次受講 | 【児童福祉司任用後研修】<br>児童福祉司任用後２年目以降の職員を対象に順次受講 | 【児童福祉司任用後研修】<br>児童福祉司任用後２年目以降の職員を対象に順次受講 |
| ⑨ | 専門職採用者数 | 増員配置の中で必要な数 | 増員配置の中で必要な数 | 増員配置の中で必要な数 | 増員配置の中で必要な数 | 増員配置の中で必要な数 |

# 第１２章　障がい児入所施設における支援

## １　障がい児入所施設における支援に関する国の方向性

「障害児入所施設の在り方に関する検討会」にて令和２年２月に出された報告書において、課題と今後の方向性のひとつとして、家庭的な養育環境の推進が挙げられ、障がい児入所施設における支援は、障がいに対する正確な理解と障がい特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で行われる必要があることが示された。

また、令和６年度障がい福祉サービス等報酬改定において、家庭的な養育環境を推進する観点から、より小規模なケアの評価の見直しが行われた。具体的には、従来の小規模グループケア加算について、より小規模なケアを行った場合に評価されるよう見直された。

## ２　資源等に関する地域の現状

令和６年４月１日現在において、市内における福祉型障がい児入所施設は６か所あり、入所児童数は 208 人である（定員 250 人）。そのうち小規模なグループケアによる支援を行っている施設は２か所で、対象児童数は 91 人である。

## ３　計画期間における整備・取組方針等

### （１）基本的な考え方

障がい児の養育の特質に鑑みれば、障がい児入所施設における支援は、障がいに対する正確な理解と障がい特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で行われることが必要である。

このため、「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進していくことが重要である。合わせて、入所児童に対するきめ細かい支援のため、施設職員の専門性の向上、地域や関係機関との連携の強化を図るとともに、入所児童が円滑に地域生活に移行できるよう、自立に向けた支援のため、18 歳以降も適切な場所で適切な支援を受けながら暮らすことができるよう、地域生活への移行を踏まえた支援体制の充実を図ることが必要である。

### （２）今後の取組

それぞれの障がい児入所施設に対して、入所している障がい児の状況、支援体制、施設の改修や建替計画等について適時ヒアリング調査を行う。各施設の状況に応じて、ユニット化等により、入所児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう働きかけていく。

また、ケアの小規模化を推進していくために必要となる人員や報酬単価の設定等について、引き続き国へ働きかけていく。